

第1858号
令和7年3月15日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの）別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例

(令和5年(行ヒ)第142号・令和7年2月17日 第二小法廷判決 破棄自判)

- 複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの）別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例

(令和5年(行ヒ)第177号・令和7年2月17日 第二小法廷判決 棄却)

- 複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの）別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例

(令和5年(行ヒ)第207号・令和7年2月17日 第二小法廷判決 破棄自判)

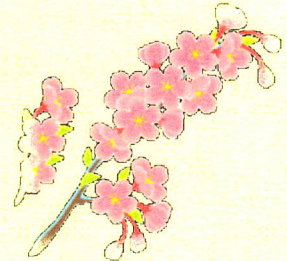
- 地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たる

(令和5年(行ヒ)第297号・令和7年2月27日 第一小法廷判決 破棄差戻し)

(刑事)

- 再審請求を棄却した原々決定を是認した原決定に対する特別抗告が棄却された事例

(令和5年(シ)第412号・令和7年2月25日 第三小法廷決定 棄却)



◎最高裁判所判例要旨 28

(民事)

- 1 プロバイダ責任制限法（令和3年法律第27号による改正後のもの）5条2項の規定は、権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和3年法律第27号の施行前にされたものである場合にも適用されるか
- 2 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにおいて他人の権利を侵害する投稿がされた後、上記投稿をした者によって上記アカウントにログインするための通信がされた場合において、上記通信が、上記投稿との関係で、プロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとされた事例
- 3 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにおいて他人の権利を侵害する投稿がされた後、上記投稿をした者によって上記アカウントにログインするための通信がされた場合において、上記通信が、上記投稿との関係で、プロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとはいえないとされた事例

(令和5年（受）第1583号・令和6年12月23日 第二小法廷判決 一部破棄自判、一部棄却)

(刑事)

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（令和4年法律第97号による改正前のもの）10条の犯罪行為により生じた財産等を没収することができるとする同法13条1項6号と憲法29条

(令和6年（あ）第536号・令和6年12月17日 第三小法廷判決 棄却)

◎記事 30

- 人事異動（2月19日～3月1日）

◎最高裁判所通達・通知 31

- 訟廷管理官の下に置く係通達の改正について
- 「課に置く係について」「総括企画官、文書企画官及び企画官の設置について」「課長補佐の設置について」の改正について
- 民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所の指定について
- 次席書記官を置く高等裁判所等の指定及び次席書記官の員数の定めについて
- 裁判部企画官を置く高等裁判所等の指定及び裁判部企画官の員数の定めについて
- 民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について
- 複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて

◎最高裁判所規則 32

- 家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則を廃止する規則について
- 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について

裁判例

民事

◎ 複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの）別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例

件名 固定資産価格審査決定取消等請求事件

最高裁判所令和5年（行ヒ）第142号

令和7年2月17日 第二小法廷判決 破棄自判

上告人 大阪市

被上告人 三菱UFJ信託銀行株式会社

原 審 大阪高等裁判所

主 文

- 1 原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。
- 2 大阪市固定資産評価審査委員会がした審査の決定の取消しを求める被上告人の請求をいづれも棄却する。
- 3 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人馬場昭彦、上告復代理人米田雅人の上告受理申立て理由について

1 本件は、大阪市に所在する2棟の非木造家屋（木造家屋以外の家屋をいう。以下同じ。）に係る固定資産税の納税義務者である被上告人が、大阪市長により決定され家屋課税台帳に登録された上記各家屋の平成30年度の価格を不服として大阪市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をしたところ、これを棄却し又は減額した価格を定める決定（以下「本件各審査決定」という。）を受けたため、上告人を相手に、本件各審査決定の取消し等を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 地方税法は、家屋に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（341条5号により適正な時価をいうものとされている。）で家屋課税台帳又は家

屋補充課税台帳に登録されたもの（以下、これらの台帳に登録された価格を「登録価格」という。）とし（349条1項）、市町村長は、388条1項の固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない（403条1項）旨を規定する。なお、平成30年度は上記の基準年度に当たる。

イ 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの。以下「評価基準」という。）は、家屋の評価について、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点1点当たりの価額を乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとし（第2章第1節一）、一棟の家屋に増築された部分（以下「増築部分」という。）があるときは、原則として、当該家屋を増築部分とその他の部分（以下「既存部分」という。）とに区分して評点数を付設するものとする（同節四）旨を定めている。

評価基準は、非木造家屋の評点数は、当該非木造家屋の再建築費評点数を基礎として、これに損耗の状況による減点補正率を乗じて付設するものとした上で（第2章第3節一1）、非木造家屋の損耗の状況による減点補正率については、原則として経過年数に応ずる減点補正率（以下「経年減点補正率」という。）によるものとし、経年減点補正率は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであって、非木造家屋の構造区分に従い、非木造家屋経年減点補正率基準表（別表第13。以下「本件基準表」という。）に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によって求めるものとする（同節五1(1)）旨を定めている。

本件基準表は、家屋の用途の別に従い、①鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「SRC造」という。）及び鉄筋コンクリート造（以下、SRC造と併せて「SRC造等」という。）、②煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造、③鉄骨造（以下「S造」という。）（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）、④S造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）、⑤S造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）の五つの構造別区分ごとに、それぞれ経過年数に応じた経年減点補正率を定めている。経年減点補正率は、いずれの構造別区分においても、一定の数値（0.2000）に達するまでは、経過年数の増加に伴い減少するが、上記数値に達した後は、経過年数が増加しても変わらないものとされている（以下、本件基準表において経年減点補正率が上記数値に達する経過年数を「所定経過年数」という。）。

評価基準には、複数の構造により建築されている家屋（以下「複合構造家屋」という。）に本件基準表を

どのように適用するかについての具体的な定めはない。

ウ 上告人は、評価基準に定める固定資産の評価方法の具体的な取扱いについて、固定資産評価実施要領（以下「実施要領」という。）を定めている。

平成3年度の実施要領は、複合構造家屋について、原則として、主たる構造に応ずる経年減点補正率を適用することとして差し支えなく、この場合の主たる構造は、それぞれの部分の占める床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めるものとしていた。

平成18年度の実施要領は、複合構造家屋についての経年減点補正率の適用は、原則として、主たる構造により一棟単位で行うこととし、主たる構造の判断は、最も大きな床面積を占める構造によるものとしており（以下、複合構造家屋について、このようにして判断された主たる構造に応じた経年減点補正率を適用する方法を「床面積方式」といい、主たる構造の判断方法を同年度の実施要領のとおり改めたことを「平成18年改正」という。）、平成30年度の実施要領も同様の取扱いを定めている。なお、平成18年度及び平成30年度の実施要領は、複合構造家屋が当該年度において新たに課税の対象となる家屋以外の家屋（以下「在来分家屋」という。）である場合に適用すべき経年減点補正率の求め方について特別の定めを置いていない。

(2)ア 被上告人は、平成30年度の固定資産税の賦課期日である平成30年1月1日当時、第1審判決別紙1物件目録（ただし、1の専有部分の建物の表示中家屋番号を「島屋六丁目428番の11」と訂正したもの）記載1の区分建物（不動産登記法2条22号）の属する一棟の建物（以下「本件建物1」という。）については区分所有者として、同記載2の建物（以下「本件建物2」といい、本件建物1と併せて「本件各建物」という。）については所有者としてそれぞれ登記されていた。

イ 本件建物1は、平成13年6月30日に新築され、平成20年4月22日に一部増築された25階建ての非木造家屋である。本件建物1のうち増築部分を除く部分（以下「本件既存部分」という。）は、1階から5階まではSRC造及びS造、6階から25階まではS造で構成されており、本件既存部分の合計床面積のうち、少なくとも58%程度をS造の部分が占めている。

ウ 本件建物2は、平成8年3月28日に新築された地下1階付き9階建ての非木造家屋である。本件建物2は、地下1階から地上3階まではSRC造及びS造、地上4階から9階まではS造で構成されており、合計床面積のうち、80%程度をS造の部分が占めている。

(3)ア 大阪市長は、平成30年4月2日、本件建物1の平成30年度の価格を101億5367万2000円と、本件建物2の同年度の価格を24億0083万2000円とそれぞれ決定し、これらを家屋課税台帳に登録した。

大阪市長が上記各価格を決定するに当たり、本件既存部分及び本件建物2に適用した経年減点補正率（以下「本件各補正率」という。）は、いずれも、本件基準表の定める経年減点補正率のうち構造別区分をSRC造等とするもの（以下「SRC造等経年減点補正率」という。）である。なお、本件建物1の上記価格を決定するに当たりその増築部分に付設された評点数が、評価基準に従って算出されたものであることは当事者間に争いが無い。

イ 被上告人は、平成30年6月18日、上記アの各価格を不服として審査の申出をしたところ、大阪市固定資産評価審査委員会は、平成31年3月20日、本件建物1につき審査の申出を棄却する決定をするとともに、本件建物2の価格を22億8059万2000円（以下、本件建物1の上記アの価格と併せて「本件各登録価格」という。）とする決定をした（本件各審査決定）。同決定において本件建物2の価格が変更されたのは、再建築費評点数の変更によるものであり、適用すべき経年減点補正率については上記アのものから変更されていない。

(4) 被上告人は、本件既存部分及び本件建物2については、それらの最も大きな床面積を占める構造であるS造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）に応じた経年減点補正率を適用すべきであり、SRC造等経年減点補正率を適用してされた本件各登録価格の決定は違法であると主張している。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件各審査決定につき、いずれもその一部を取り消すべきものとした。

本件各補正率は、複合構造家屋に適用する経年減点補正率につき、家屋自体の自重を支え基礎と一体となっている地下階又は低層階（以下、併せて「低層階」という。）を構成する構造のうち所定経過年数の最も長いものをもって主たる構造と捉え、当該構造に応じた経年減点補正率を一棟単位（一棟の家屋に増築部分がある場合にあつては、原則として、増築部分又は既存部分単位。以下同じ。）で適用する方法（以下「低層階方式」という。）を前提とするものである。しかし、低層階方式は、構造ごとの構造耐力に応じた各構造の損傷、損耗等による価値減少を、減価補正の程度に可能な限り反映するものとはいえず、経年減点補正率に係る評価基準の定めの内容、趣旨に沿ったものとはいえない。

また、上告人は、平成18年改正によって、大阪市に所在する複合構造家屋に適用する経年減点補正率の求め方を、基本的に床面積方式に統一しているにもかかわらず、本件各建物と、床面積方式を採用した複合構造家屋との間で、経年減点補正率の求め方に関して異なる取扱いをし、かつ、それを平成18年改正の下においても継続したことは、大阪市内における評価の統一性の要請からみて、もはや合理的とはいえない。

以上によれば、本件既存部分及び本件建物2について低層階方式を選択したことは、評価基準が許容した範囲内の合理的なものとはいえないから、低層階方式に従って求めた経年減点補正率を適用して決定された本件各登録価格は、評価基準によって決定される価格であるとはいえない。そして、本件各登録価格は、評価基準によって決定される価格であるといえる床面積方式に従って求めた経年減点補正率を適用して算定された価格（本件建物1につき90億0767万8000円、本件建物2につき1'8億6185万3000円）を上回っているから、本件各審査決定はいずれも違法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1)ア 家屋の基準年度に係る賦課期日における登録価格が評価基準によって決定される価格を上回る場合には、その登録価格の決定は違法となる（最高裁平成24年（行ヒ）第79号同25年7月12日第二小法廷判決・民集67巻6号1255頁参照）、評価基準は、非木造家屋の評価に当たり適用すべき経年減点補正率につき、当該非木造家屋の構造区分に従い、本件基準表に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によって求めるものとするが、非木造家屋が複合構造家屋である場合に適用すべき経年減点補正率の具体的な求め方を定めていない。

イ そこで、本件各登録価格の決定に当たり、複合構造家屋である本件既存部分及び本件建物2にSRC造等経年減点補正率を適用したことが評価基準に反するか否かについて検討すると、本件基準表の定める経年減点補正率は、通常の維持管理を行うものとした場合においてその年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定められたものであり、所定経過年数は、非木造家屋の構造別区分に応じた、構造耐力の減少や損傷による劣化等の物理的要因により定まる耐用年数（家屋が使用に耐えなくなるまでの年数をいう。以下同じ。）を基礎として、機能的要因や経済的要因により定まる耐用年数なども考慮して定められたものと解される。

ウ 前記事実関係等によれば、本件既存部分は、1階から5階まではSRC造及びS造、6階から25階

まではS造で構成され、合計床面積のうち少なくとも58%程度をS造の部分が占めており、本件建物2は、地下1階から地上3階まではSRC造及びS造、地上4階から9階まではS造で構成され、合計床面積のうち80%程度をS造の部分が占めているところ、このような複合構造家屋であっても、使用に耐えなくなったものとしてこれを取り壊すかどうかについては、基本的に一棟単位で判断されることになるものと考えられる。

そして、家屋に作用する荷重や外力が、最終的には低層階を構成する構造によって負担されることになることからすれば、上記のような構造の本件既存部分及び本件建物2については、それらの低層階を構成する構造のうち耐用年数が最も長いものの耐用年数が経過しない限り、その余の構造の部分の補修等によってなおその建物としての効用の維持を図ることができるものと考えられるのであり、上記の取壊しに係る判断が、低層階を構成する構造のうち最も耐用年数が長いものに着目してされるものとみることも、不合理とはいえない。

そうすると、所定経過年数が非木造家屋の構造区分に応じた耐用年数を反映したものであることをも考慮すると、本件既存部分及び本件建物2について、それらの低層階を構成する構造のうち所定経過年数の最も長いものに依じた経年減点補正率をもってその評価に当たり適用すべき経年減点補正率とすることも、上記イの評価基準の定める経年減点補正率の趣旨に照らして合理性を欠くものとはいえず、評価基準上許容されるものというべきである。

エ 以上によれば、本件各登録価格を決定するに当たり、本件既存部分及び本件建物2について、それらの低層階を構成する構造のうち所定経過年数の最も長いものに依じたSRC造等経年減点補正率を適用したことが、評価基準に反するものということはできない。

(2) ところで、平成30年度の実施要領は、複合構造家屋に適用すべき経年減点補正率を原則として床面積方式に従って求めるべきものとしている。もっとも、同実施要領は、複合構造家屋が在来分家屋である場合について特別の定めを置いていないところ、この場合にまで適用すべき経年減点補正率の求め方を一律に床面積方式に改めなければならないものとするれば、上告人における固定資産の評価事務に大きな負担が生ずることが想定される上、大阪市内に所在する複合構造家屋の平成30年度の価格の決定に当たり、在来分家屋についても一律に床面積方式に従って適用すべき経年減点補正率が求められているといった事情があることもうかがわれない。そうすると、上記実施要領は、上記の場合にまで、一律に床面積方式に従って適用すべき

経年減点補正率を求めるものとするを定めたものではないと解するのが相当であり、上記説示したところに照らし、このような上告人における取扱いが不合理であるともいえない。

したがって、本件各登録価格を決定するに当たり、建築当初から低層階方式に従って適用すべき経年減点補正率が求められていたことがうかがわれる本件既存部分及び本件建物2について、低層階方式に従って求められるSRC造等経年減点補正率を適用したことは、上記実施要領に反するものではなく、これが平等原則に違反するものということとはできない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、本件各審査決定の取消しを求める被上告人の請求はいずれも理由がないから、第1審判決を取り消し、同請求をいずれも棄却すべきである。

よって、裁判官草野耕一の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官草野耕一の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、本件上告を棄却すべきであると思料する。本件上告を棄却することは、被上告人の納税者としての正当な利益を擁護するためにはもちろんのこと、豊かで公正な社会の形成に資する税制度を構築する上においても避けてはならない司法判断であると考えからであるが、そう考える理由を明らかにすべく、以下においては租税法の解釈のあり方に関する一般的な考察から論を進めることにしたい。

1 租税法は、形式的には行政法の一分野にすぎないが、①税収という国家の主要かつ恒久的な財源を生み出す制度として国家の死命を制する重要性を有しており、その一方において、②国民の経済活動に対して重大な影響を及ぼす制度として（正しくこれを用いれば）豊かな社会の形成を促し得る反面、（その運用を誤れば）これを妨げるおそれを内包している。さらに、③租税の徴収は納税者たる国民にとっては財産の喪失という不利益を甘受することを意味する事態であり、憲法は、国民が「法律の定めるところにより」納税の義務を負う（30条）と定める一方において、租税の根拠となる規範の制定・変更は国会が定める法律（あるいは法律の定める条件）によることを明示的に要求している（84条）。

このうち、租税法の上記②の性格からは、立法論・解釈論の双方において、「税制度の内容が不明確であることによって社会の生産活動に不測の損害や委縮効果をもたらさないように課税要件を明確なものとする」という理念（以下、この理念を「課税要件の明確性」

という。）の可及的実現が求められ（上記③の憲法上の要請も、こうした課税要件の明確性の要請を内包しているものと解される。）、財産税である固定資産税についても、課税標準を明確なものとすることによって、課税要件の明確性を可及的に満足させることは可能である。そして、課税要件の明確性を可及的に満足させることは、現代社会においてもなお主要な生産財である固定資産を課税対象とする固定資産税を有意義な税制度として存続せしめる上で焦眉の課題であり、そうである以上、固定資産税に係る法令を解釈するに当たっては、できる限り規定の文理に忠実な解釈を行うことをもって原則とすべきである。その上で、文理からだけでは一義的な解釈を行い得ない場合には、文理から推認し得る立法趣旨や精緻な論理分析に依拠しつつできる限り合理的な解釈を試みるとともに、解釈の結果導き出された準則が納税者において容易には予測することのできないものであるときは、税務当局の責任において、当該準則を納税者に対してあらかじめ公表し、もって納税者に不測の損害が発生することがないようにしなければならないと解すべきである。

2 本件の核心的争点は、本件各登録価格を決定するに際して用いた経年減点補正率の算定方式が評価基準の解釈を誤った違法なものであったか否かであるが、評価基準は、非木造家屋に適用すべき経年減点補正率をその「構造区分に従い」求めるものとするのみで（第2章第3節五）、複合構造家屋たる非木造家屋（以下、単に「複合構造家屋」という。）に適用すべき経年減点補正率の具体的な算定方式（以下、単に「算定方式」という。）を明示していない。しかしながら、地方税法は、市町村長は「固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない」としているから（403条1項）、上記の点を根拠として算定方式の選択が税務当局の自由な選択に委ねられていると解することはできず、複合構造家屋に適用する経年減点補正率の算定方式を決定するに当たっては、評価基準の関連規定の文理と文理から推認し得る立法趣旨や精緻な論理分析に依拠しつつできる限り合理的な解釈を試みなければならないというべきである。

以下では、考え得るいくつかの算定方式について検討を加えた上で本件で用いられた算定方式について法的評価を述べることにする。

3(1) まず考えられる算定方式として、構造別方式（対象となる複合構造家屋を構造ごとに区分し、それぞれの構造部分の評点数を当該構造部分に対応する経年減点補正率を用いて計算する算定方式）がある。同方式は、①「構造区分に従い」経年減点補正率を求めるものとする評価基準の前記規定の趣旨に合致する上、

②経年減点補正率を乗ずることとなる再建築費評点数については、複合構造家屋の場合にそれぞれの構造に応じた非木造家屋評点基準表を用いて算定することを明示的に要求している評価基準の規定（第2章第3節二1(3)）に整合する点で合理性を有する。もっとも、評価基準は、部分別に求めた再建築費評点数を「合計して」当該家屋自体の再建築費評点数を求めるものとしており（第2章第3節二6）、複合構造家屋については、構造ごとの再建築費評点数を合計して求められた家屋全体の再建築費評点数に一つの経年減点補正率を乗じて家屋全体の評点数を求める算定方式（以下、かかる算定方式を総称して「一棟方式」という。）の方が、評価基準の文理により適合しているともいえる。

(2) そこで、いかなる一棟方式が評価基準の諸規定に照らして合理的な算定方式といえるか検討するに、各構造に対応する経年減点補正率を構造ごとの床面積の大きさに応じて加重平均した値をもって家屋全体に適用されるべき経年減点補正率とするもの（以下、この算定方式を「平均一棟方式」という。）が、上記(1)①、②の評価基準の規定やその趣旨に合致し、最も合理的な一棟方式であると考えられる。

他方、これまでの課税実務において多く用いられてきた一棟方式は、家屋全体の中で最も大きな床面積を占める構造（以下「最大床面積構造」という。）に対応した経年減点補正率を家屋全体の経年減点補正率とするというもの（以下、この算定方式を「床面積方式」という。）であることがうかがわれる。そして、床面積方式を正当化する根拠としてしばしば喧伝されてきた論理は、①複合構造家屋であっても、家屋の取壊しは基本的には一棟を単位として判断されることから、経年減点補正率の適用は一棟単位で判断すべきであり、そうである以上、②複合構造家屋における経年減点補正率の適用は、主たる構造により一棟単位で構造種別を定めた上で行うことが望ましいところ、③複合構造家屋については、最大床面積構造について、その部分が傷んだ場合、当該家屋を建て替える場合が比較的多いといえるというものである（以上の論理のうち①及び②の部分、以下においては「主たる構造論」という。）。

しかしながら、評価基準の解釈論として主たる構造論に合理性があるとは考え難い。なぜならば、①評価基準上、所定経過年数が満了しても経年減点補正率は20%の値を保持し、以後この値は減少しないものとされていることに鑑みるならば、所定経過年数の満了以前における経年減点補正率の算定は対象家屋が当該期間中に取り壊されることはないことを前提として定められていると解すべきであり、そうである以上、複合構造家屋に適用すべき経年減点補正率を考えるに当

たって家屋の取壊しの問題を考慮要素とすることに合理性があるとはいい難く、加えて、②「主たる構造」という概念は外延のみならず内包そのものが曖昧であり、このように曖昧な概念を解釈論の中核に据えることは、説得力のある解釈論を導き出す上で有効でないばかりか、恣意的・詭弁的な解釈を正当化する温床ともなりかねないからである。

(3) では、主たる構造論に依拠することなくして、平均一棟方式以外の一棟方式（以下「他の一棟方式」という。）に合理性を見だし得る根拠はあるだろうか。思うに、他の一棟方式の合理性を根拠付け得る唯一の理由は、構造別方式や平均一棟方式は計算が複雑すぎて地方団体の評価事務が煩雑になってしまうという実務上のものであろう。コンピュータによる数値計算が普及した現代においてこの実務上の理由にいかほどの説得力があるのか疑問なしとしないが、少なくとも本件既存部分及び本件建物2に関して最初に登録価格が決定された当時においては、構造別方式や平均一棟方式を用いた計算は、地方団体にとって少なからぬ負担であったかもしれない。

そこで、計算の簡素化を根拠として合理性を肯定し得る他の一棟方式にはいかなるものがあり得るのか検討するに、他の一棟方式としては、低層階方式のほか、①最短方式（最も所定経過年数の短い構造に対応する経年減点補正率をもって家屋全体の経年減点補正率とする方式）、②床面積方式、③最長方式（最も所定経過年数の長い構造に対応する経年減点補正率をもって家屋全体の経年減点補正率とする方式）などが考えられる。

このうち、最短方式は、納税者に最も有利な算定方式であり、不合理な算定方式と評価すべき理由はない。また、床面積方式を用いた場合には、概して、同方式により算定される経年減点補正率は平均一棟方式により算出される経年減点補正率からさほどかい離するものではなく、生じ得るかい離が納税者にとって必ずしも不利に働くとも限らない。したがって、主たる構造論により床面積方式を正当化することはできないとしても、計算の簡素化という実務的理由をもって他の一棟方式の採用を正当化する理由となると考える限り、床面積方式は合理的な算定方式といえるだろう。

他方、最長方式によれば、最も所定経過年数の長い構造に対応する経年減点補正率（納税者にとって最も不利な経年減点補正率）が、当該構造の占める割合がいかに小さくとも、家屋全体に適用されることになる。英米の法律家は苛斂誅求なる法律を評してしばしば「ドラコニアン」という言葉を口にすることが（「古代アテネのドラコンの法典のように過酷な」という意味である。）、最長方式はまさしくドラコニアンな算定方

式であり、これをもって合理的な一棟方式であるとは到底いえない。

(4) 以上を踏まえて、低層階方式について検討するに、多数意見は、低層階（地下階又は低層階）を構成する構造のうち所定経過年数の最も長い構造に対応する経年減点補正率を家屋全体に適用する算定方式のことを「低層階方式」と定義している。低層階方式をこのように定義する限り、その帰結はほとんど常に最長方式の帰結と同じであり（最も所定経過年数の長い構造が低層階以外で用いられるのは例外的な場合だけであろう。）、そうである以上低層階方式は最長方式と同様にドラコニアンな算定方式であって、これをもって合理的な算定方式と解することは到底できない。

もっとも、低層階方式は、その適用範囲を限定することによって、これを合理的な算定方式とする余地があるように思える。なぜならば、①家屋に作用する重力や外力に対する負担は高層階よりも低層階の方が相対的に大きいであろうから、②家屋の損耗の進行を抑える上においては高層階より低層階の方が重要性が高く、③しかりとすれば、家屋全体に適用すべき経年減点補正率を算定するに当たっても、高層階よりも低層階の構造に対してより大きなウエイトを与えて計算を行うこと自体は合理的であると思えるからである。そこで、計算の簡素化の観点も踏まえた現実的な算定方式として、例えば、「家屋全体の下方から5分の2を占める各階が全て同じ構造である場合には、たとえその構造が最大床面積構造ではなくてもその構造に対応する経年減点補正率をもって家屋全体に適用する経年減点補正率とする」ことにすれば、それは床面積方式と比肩し得る程度に合理的な算定方式といえるかもしれない（以下、このように低層階の方が高層階よりも損耗の進行を抑える上で重要であることをしんしゃくした上で計算の簡素化の要請をも満足させている算定方式を総称して「穏やかな低層階方式」といい、これと区別するために、多数意見の定義する低層階方式を「厳しい低層階方式」といい、両者を併せて単に「低層階方式」という。）。しかしながら、穏やかな低層階方式は、その具体的な算定方式が一義的に定まるものではない上、これをいかに定めるかによってその帰結は異なったものとならざるを得ない。例えば、上記に掲げた例における「5分の2」を「3分の1」としたり、あるいは、「各階が全て同じ構造」を「各階の床面積の半分以上が全て同じ構造」としてもなお合理的な算定方式であると評価する余地はあるかもしれないが、その帰結は上記に例示した算定方式の帰結とは明らかに異なる。要するに、穏やかな低層階方式は、具体的な算定方式が示されない限り、納税者はその内容を合理的に予測することができないものであり、こ

の点においてこれまでに述べてきた算定方式とは性格を大きく異にする。したがって、穏やかな低層階方式に基づいてなされた価格の決定が適法といえるためには、前記1のとおり、税務当局がその具体的な算定方式をあらかじめ公表していることをもってその必要条件としなければならない。

4 以上の検討を踏まえて本件をみると、大阪市長が本件既存部分及び本件建物2に関して最初に登録価格を決定した際に用いた算定方式は、低層階方式であったとわかれる。しかるところ、上告人は、当該決定を行うに先立って、複合構造家屋に用いる低層階方式が具体的にいかなるものであるのかを納税者に対して一切公表していない。したがって、大阪市長が実際に採用した低層階方式が厳しい低層階方式であったのであればもちろんのこと、たとえそれが穏やかな低層階方式であったとしても、それによってなされた上記登録価格の決定は違法であり、そうである以上、当初の登録価格の決定の計算に依拠しつつこれと同じ算定方式を用いてなされた本件各登録価格の決定もまた違法である。よって、原審の判断は正当であり、本件上告はこれを棄却すべきである。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美)

◎ 複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの）別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例

件名 固定資産価格審査決定取消請求事件

最高裁判所令和5年（行ヒ）第177号
令和7年2月17日 第二小法廷判決 棄却

上告人 三菱UFJ信託銀行株式会社
被上告人 大阪市
原 審 大阪高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人私市大介の上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 本件は、第1審判決別紙物件目録記載の家屋（以下「本件家屋」という。）を所有する上告人が、大阪市長により決定され家屋課税台帳に登録された本件家屋の平成30年度の価格を不服として大阪市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をしたところ、これを棄却する決定（以下「本件審査決定」という。）を受けたため、被上告人を相手に、本件審査決定の取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 地方税法は、家屋に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（341条5号により適正な時価をいうものとされている。）で家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録されたもの（以下、これらの台帳に登録された価格を「登録価格」という。）とし（349条1項）、市町村長は、388条1項の固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない（403条1項）旨を規定する。なお、平成30年度は上記の基準年度に当たる。

イ 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの。以下「評価基準」という。）は、家屋の評

価について、木造家屋及び木造家屋以外の家屋（以下「非木造家屋」という。）の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点1点当たりの価額を乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとし（第2章第1節一）、非木造家屋の評点数は、当該非木造家屋の再建築費評点数を基礎として、これに損耗の状況による減点補正率を乗じて付設するものとする（同章第3節一1）旨を定めている。評価基準は、非木造家屋の損耗の状況による減点補正率については、原則として経過年数に応ずる減点補正率（以下「経年減点補正率」という。）によるものとし、経年減点補正率は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであって、非木造家屋の構造区分に従い、非木造家屋経年減点補正率基準表（別表第13。以下「本件基準表」という。）に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によって求めるものとする旨を定めている（同節五1(1)）。

本件基準表は、家屋の用途の別に従い、①鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「SRC造」という。）及び鉄筋コンクリート造（以下「RC造」といい、SRC造と併せて「SRC造等」という。）、②煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造、③鉄骨造（以下「S造」という。）（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）、④S造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）、⑤S造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）の五つの構造別区分ごとに、それぞれ経過年数に応じた経年減点補正率を定めている。経年減点補正率は、いずれの構造別区分においても、一定の数値（0.2000）に達するまでは、経過年数の増加に伴い減少するが、上記数値に達した後は、経過年数が増加しても変わらないものとされている（以下、本件基準表において経年減点補正率が上記数値に達する経過年数を「所定経過年数」という。）。

評価基準には、複数の構造により建築されている家屋（以下「複合構造家屋」という。）に本件基準表をどのように適用するかについての具体的な定めはない。

(2) 本件家屋は、平成2年2月19日に新築された地下2階、地上18階建ての非木造家屋であり、地下2階がRC造、地下1階及び地上1階がSRC造、地上2階から18階までがS造で構成されている。また、本件家屋の構造別の床面積割合は、S造の部分が約87%、その余の部分（RC造又はSRC造の部分）が約13%である。

(3) 大阪市長は、平成30年3月26日、本件家屋の平成30年度の価格を24億7011万2000円（以下「本件登録価格」という。）と決定し、同月30日、これを家屋課税台帳に登録した。大阪市長が本

件登録価格を決定するに当たり本件家屋に適用した経年減点補正率は、本件基準表の定める経年減点補正率のうち構造別区分をSRC造等とするもの（以下「SRC造等経年減点補正率」という。）である。

上告人は、平成30年7月1日、本件登録価格を不服として審査の申出をしたところ、大阪市固定資産評価審査委員会は、平成31年4月22日、これを棄却する決定（本件審査決定）をした。

3 所論は、複合構造家屋における経年減点補正率の適用につき、地下階又は低層階（以下、併せて「低層階」という。）を構成する構造のうち所定経過年数の最も長いものをその主たる構造として、当該構造に応じた経年減点補正率を適用する方法（以下「低層階方式」という。）は合理性を欠くから、本件家屋に低層階方式に従って求められたSRC造等経年減点補正率を適用して決定された本件登録価格が、評価基準によって決定されたものといえるとした原審の判断には、評価基準の解釈適用の誤りがあるというものである。

4(1) 家屋の基準年度に係る賦課期日における登録価格が評価基準によって決定される価格を上回る場合には、その登録価格の決定は違法となる（最高裁平成24年（行ヒ）第79号同25年7月12日第二小法廷判決・民集67巻6号1255頁参照）、評価基準は、非木造家屋の評価に当たり適用すべき経年減点補正率につき、当該非木造家屋の構造区分に従い、本件基準表に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によって求めるものとするが、非木造家屋が複合構造家屋である場合に適用すべき経年減点補正率の具体的な求め方を定めていない。

(2) そこで、本件登録価格の決定に当たり、複合構造家屋である本件家屋にSRC造等経年減点補正率を適用したことが評価基準に反するか否かについて検討すると、本件基準表の定める経年減点補正率は、通常の維持管理を行うものとした場合においてその年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定められたものであり、非木造家屋の構造区分に応じた、構造耐力の減少や損傷による劣化等の物理的要因により定まる耐用年数（家屋が使用に耐えなくなるまでの年数をいう。以下同じ。）を基礎として、機能的要因や経済的要因により定まる耐用年数なども考慮して定められたものと解される。

(3) 前記事実関係等によれば、本件家屋は、地下2階、地上18階建ての非木造家屋であり、地下2階がRC造、地下1階及び地上1階がSRC造、地上2階から18階までがS造で構成され、構造別の床面積割合は、S造の部分が約87%、その余の部分が約13%であるところ、このような複合構造家屋であっても、使用に耐えなくなったものとしてこれを取り壊すかど

うかについては、基本的に一棟単位で判断されることになるものと考えられる。

そして、家屋に作用する荷重や外力が、最終的には低層階を構成する構造によって負担されることになることからすれば、上記のような構造の本件家屋については、その低層階を構成する構造の耐用年数が経過しない限り、その余の構造の部分の補修等によってなおその建物としての効用の維持を図ることができるものと考えられるのであり、上記の取壊しに係る判断が、低層階を構成する構造に着目してされるものとみることも、不合理とはいえない。

そうすると、本件家屋について、その低層階を構成する構造に応じた経年減点補正率をもってその評価に当たり適用すべき経年減点補正率とすることも、上記(2)の評価基準の定める経年減点補正率の趣旨に照らして合理性を欠くものとはいえず、評価基準上許容されるものというべきである。

(4) 以上によれば、本件登録価格を決定するに当たり、本件家屋について、その低層階を構成する構造に応じたSRC造等経年減点補正率を適用したことが、評価基準に反するものということとはできない。

5 所論の点に関する原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして是認することができる。論旨は採用することができない。なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官草野耕一の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官草野耕一の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、原判決を破棄し、被上告人の控訴を棄却すべきであると思料する。本件登録価格を是認した本件審査決定を取り消すことは、上告人の納税者としての正当な利益を擁護するためにはもちろんのこと、豊かで公正な社会の形成に資する税制度を構築する上においても避けてはならない司法判断であるからであるが、そう考える理由を明らかにすべく、以下においては租税法の解釈のあり方に関する一般的な考察から論を進めることにしたい。

1 租税法は、形式的には行政法の一分野にすぎないが、①税収という国家の主要かつ恒久的な財源を生み出す制度として国家の死命を制する重要性を有しており、その一方において、②国民の経済活動に対して重大な影響を及ぼす制度として（正しくこれを用いれば）豊かな社会の形成を促し得る反面、（その運用を誤れば）これを妨げるおそれを内包している。さらに、③租税の徴収は納税者たる国民にとっては財産の喪失という不利益を甘受することを意味する事態であり、憲法は、国民が「法律の定めるところにより」納税の義務を負う（30条）と定める一方において、租税の

根拠となる規範の制定・変更は国会が定める法律（あるいは法律の定める条件）によることを明示的に要求している（84条）。

このうち、租税法の上記②の性格からは、立法論・解釈論の双方において、「税制度の内容が不明確であることによって社会の生産活動に不測の損害や委縮効果をもたらさないように課税要件を明確なものとする」という理念（以下、この理念を「課税要件の明確性」という。）の可及的実現が求められ（上記③の憲法上の要請も、こうした課税要件の明確性の要請を内包しているものと解される。）、財産税である固定資産税についても、課税標準を明確なものとすることによって、課税要件の明確性を可及的に満足させることは可能である。そして、課税要件の明確性を可及的に満足させることは、現代社会においてもなお主要な生産財である固定資産を課税対象とする固定資産税を有意義な税制度として存続せしめる上で焦眉の課題であり、そうである以上、固定資産税に係る法令を解釈するに当たっては、できる限り規定の文理に忠実な解釈を行うことをもって原則とすべきである。その上で、文理からだけでは一義的な解釈を行い得ない場合には、文理から推認し得る立法趣旨や精緻な論理分析に依拠しつつできる限り合理的な解釈を試みるとともに、解釈の結果導き出された準則が納税者において容易には予測することのできないものであるときは、税務当局の責任において、当該準則を納税者に対してあらかじめ公表し、もって納税者に不測の損害が発生することがないようにしなければならないと解すべきである。

2 本件の核心的争点は、本件登録価格を決定するに際して用いた経年減点補正率の算定方式が評価基準の解釈を誤った違法なものであったか否かであるが、評価基準は、非木造家屋に適用すべき経年減点補正率をその「構造区分に従い」求めるものとするのみで（第2章第3節五）、複合構造家屋たる非木造家屋（以下、単に「複合構造家屋」という。）に適用すべき経年減点補正率の具体的な算定方式（以下、単に「算定方式」という。）を明示していない。しかしながら、地方税法は、市町村長は「固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない」としているのであるから（403条1項）、上記の点を根拠として算定方式の選択が税務当局の自由な選択に委ねられていると解することはできず、複合構造家屋に適用する経年減点補正率の算定方式を決定するに当たっては、評価基準の関連規定の文理と文理から推認し得る立法趣旨や精緻な論理分析に依拠しつつできる限り合理的な解釈を試みなければならないというべきである。

以下では、考え得るいくつかの算定方式について検

討を加えた上で本件で用いられた算定方式について法的評価を述べることとする。

3(1) まず考えられる算定方式として、構造別方式（対象となる複合構造家屋を構造ごとに区分し、それぞれの構造部分の評点数を当該構造部分に対応する経年減点補正率を用いて計算する算定方式）がある。同方式は、①「構造区分に従い」経年減点補正率を求めるものとする評価基準の前記規定の趣旨に合致する上、②経年減点補正率を乗ずることとなる再建築費評点数については、複合構造家屋の場合にそれぞれの構造に応じた非木造家屋評点基準表を用いて算定することを明示的に要求している評価基準の規定（第2章第3節二1(3)）に整合する点で合理性を有する。もっとも、評価基準は、部分別に求めた再建築費評点数を「合計して」当該家屋自体の再建築費評点数を求めるものとしており（第2章第3節二6）、複合構造家屋については、構造ごとの再建築費評点数を合計して求められた家屋全体の再建築費評点数に一つの経年減点補正率を乗じて家屋全体の評点数を求める算定方式（以下、かかる算定方式を総称して「一棟方式」という。）の方が、評価基準の文理により適合しているともいえる。

(2) そこで、いかなる一棟方式が評価基準の諸規定に照らして合理的な算定方式といえるか検討するに、各構造に対応する経年減点補正率を構造ごとの床面積の大きさに応じて加重平均した値をもって家屋全体に適用されるべき経年減点補正率とするもの（以下、この算定方式を「平均一棟方式」という。）が、上記(1)①、②の評価基準の規定やその趣旨に合致し、最も合理的な一棟方式であると考えられる。

他方、これまでの課税実務において多く用いられてきた一棟方式は、家屋全体の中で最も大きな床面積を占める構造（以下「最大床面積構造」という。）に対応した経年減点補正率を家屋全体の経年減点補正率とするというもの（以下、この算定方式を「床面積方式」という。）であることがうかがわれる。そして、床面積方式を正当化する根拠としてしばしば喧伝されてきた論理は、①複合構造家屋であっても、家屋の取壊しは基本的には一棟を単位として判断されることから、経年減点補正率の適用は一棟単位で判断すべきであり、そうである以上、②複合構造家屋における経年減点補正率の適用は、主たる構造により一棟単位で構造種別を定めた上で行うことが望ましいところ、③複合構造家屋については、最大床面積構造について、その部分が傷んだ場合、当該家屋を建て替える場合が比較的多いといえるというものである（以上の論理のうち①及び②の部分、以下においては「主たる構造論」という。）。

しかしながら、評価基準の解釈論として主たる構造

論に合理性があるとは考え難い。なぜならば、①評価基準上、所定経過年数が満了しても経年減点補正率は20%の値を保持し、以後この値は減少しないものとされていることに鑑みるならば、所定経過年数の満了以前における経年減点補正率の算定は対象家屋が当該期間中に取り壊されることはないことを前提として定められていると解すべきであり、そうである以上、複合構造家屋に適用すべき経年減点補正率を考えるに当たって家屋の取壊しの問題を考慮要素とすることに合理性があるとはいい難く、加えて、②「主たる構造」という概念は外延のみならず内包そのものが曖昧であり、このように曖昧な概念を解釈論の中核に据えることは、説得力のある解釈論を導き出す上で有効でないばかりか、恣意的・詭弁的な解釈を正当化する温床ともなりかねないからである。

(3) では、主たる構造論に依拠することなくして、平均一棟方式以外の一棟方式（以下「他の一棟方式」という。）に合理性を見いだし得る根拠はあるだろうか。思うに、他の一棟方式の合理性を根拠付け得る唯一の理由は、構造別方式や平均一棟方式は計算が複雑すぎて地方団体の評価事務が煩雑になってしまうという実務上のものであろう。コンピュータによる数値計算が普及した現代においてこの実務上の理由にいかほどの説得力があるのか疑問なしとしないが、少なくとも本件家屋に関して最初に登録価格が決定された当時においては、構造別方式や平均一棟方式を用いた計算は、地方団体にとって少なからぬ負担であったかもしれない。

そこで、計算の簡素化を根拠として合理性を肯定し得る他の一棟方式にはいかなるものがあり得るのか検討するに、他の一棟方式としては、低層階方式のほか、①最短方式（最も所定経過年数の短い構造に対応する経年減点補正率をもって家屋全体の経年減点補正率とする方式）、②床面積方式、③最長方式（最も所定経過年数の長い構造に対応する経年減点補正率をもって家屋全体の経年減点補正率とする方式）などが考えられる。

このうち、最短方式は、納税者に最も有利な算定方式であり、不合理な算定方式と評価すべき理由はない。また、床面積方式を用いた場合には、概して、同方式により算定される経年減点補正率は平均一棟方式により算出される経年減点補正率からさほどかい離するものではなく、生じ得るかい離が納税者にとって必ずしも不利に働くとも限らない。したがって、主たる構造論により床面積方式を正当化することはできないとしても、計算の簡素化という実務的理由をもって他の一棟方式の採用を正当化する理由となると考える限り、床面積方式は合理的な算定方式といえるだろう。

他方、最長方式によれば、最も所定経過年数の長い構造に対応する経年減点補正率（納税者にとって最も不利な経年減点補正率）が、当該構造の占める割合がいかに小さくても、家屋全体に適用されることになる。英米の法律家は苛斂誅求なる法律を評してしばしば「ドラコニアン」という言葉を口にするが（「古代アテネのドラコンの法典のように過酷な」という意味である。）、最長方式はまさしくドラコニアンな算定方式であり、これをもって合理的な一棟方式であるとは到底いえない。

(4) 以上を踏まえて、低層階方式について検討するに、多数意見は、低層階（地下階又は低層階）を構成する構造のうち所定経過年数の最も長い構造に対応する経年減点補正率を家屋全体に適用する算定方式のことを「低層階方式」と定義している。低層階方式をこのように定義する限り、その帰結はほとんど常に最長方式の帰結と同じであり（最も所定経過年数の長い構造が低層階以外で用いられるのは例外的な場合だけであろう。）、そうである以上低層階方式は最長方式と同様にドラコニアンな算定方式であって、これをもって合理的な算定方式と解することは到底できない。

もともと、低層階方式は、その適用範囲を限定することによって、これを合理的な算定方式とする余地があるように思える。なぜならば、①家屋に作用する重力や外力に対する負担は高層階よりも低層階の方が相対的に大きいであろうから、②家屋の損耗の進行を抑える上においては高層階より低層階の方が重要性が高く、③しかりとすれば、家屋全体に適用すべき経年減点補正率を算定するに当たっても、高層階よりも低層階の構造に対してより大きなウェイトを与えて計算を行うこと自体は合理的であると思えるからである。そこで、計算の簡素化の観点も踏まえた現実的な算定方式として、例えば、「家屋全体の下方から5分の2を占める各階が全て同じ構造である場合には、たとえその構造が最大床面積構造ではなくてもその構造に対応する経年減点補正率をもって家屋全体に適用する経年減点補正率とする」ことにすれば、それは床面積方式と比肩し得る程度に合理的な算定方式といえるかもしれない（以下、このように低層階の方が高層階よりも損耗の進行を抑える上で重要であることをしんしゃくした上で計算の簡素化の要請をも満足させている算定方式を総称して「穏やかな低層階方式」といい、これと区別するために、多数意見の定義する低層階方式を「厳しい低層階方式」といい、両者を併せて単に「低層階方式」という。）。しかしながら、穏やかな低層階方式は、その具体的な算定方式が一義的に定まるものではない上、これをいかに定めるかによってその帰結は異なったものとならざるを得ない。例えば、上記

に掲げた例における「5分の2」を「3分の1」としたり、あるいは、「各階が全て同じ構造」を「各階の床面積の半分以上が全て同じ構造」としてもなお合理的な算定方式であると評価する余地はあるかもしれないが、その帰結は上記に例示した算定方式の帰結とは明らかに異なる。要するに、穏やかな低層階方式は、具体的な算定方式が示されない限り、納税者はその内容を合理的に予測することができないものであり、この点においてこれまでに述べてきた算定方式とは性格を大きく異にする。したがって、穏やかな低層階方式に基づいてなされた価格の決定が適法といえるためには、前記1のとおり、税務当局がその具体的算定方式をあらかじめ公表していることをもってその必要条件としなければならない。

4 以上の検討を踏まえて本件をみると、原審の認定によれば、大阪市長が本件家屋に関して最初に登録価格を決定した際に用いた算定方式は、低層階方式である。しかるところ、被上告人は、当該決定を行うに先立って、複合構造家屋に用いる低層階方式が具体的にいかなるものであるのかを納税者に対して一切公表していない。したがって、大阪市長が実際に採用した低層階方式が厳しい低層階方式であったのであればもちろんのこと、たとえそれが穏やかな低層階方式であったとしても、それによってなされた上記登録価格の決定は違法であり、そうである以上、当初の登録価格の決定の計算に依拠しつつこれと同じ算定方式を用いてなされた本件登録価格の決定もまた違法である。よって、上告人の請求を認容した第1審判決は、結論において相当であるから、同判決を取り消して同請求を棄却した原判決を破棄し、被上告人の控訴を棄却すべきである。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官
草野耕一 裁判官 岡村和美)

◎ 複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの）別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例

件名 固定資産価格審査決定取消請求事件

最高裁判所令和5年（行ヒ）第207号
令和7年2月17日 第二小法廷判決 破棄自判

上告人 広島市
被上告人 三菱UFJ信託銀行株式会社
原 審 広島高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。
被上告人の控訴を棄却する。
控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人上田泰直、同羽崎靖宏の上告受理申立て理由について

1 本件は、第1審判決別紙物件目録記載の家屋（以下「本件家屋」という。）を所有する被上告人が、広島市長により決定され家屋課税台帳に登録された本件家屋の平成30年度の価格を不服として広島市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をしたところ、これを棄却する決定（以下「本件審査決定」という。）を受けたため、上告人を相手に、本件審査決定の取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 地方税法は、家屋に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（341条5号により適正な時価をいうものとされている。）で家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録されたもの（以下、これらの台帳に登録された価格を「登録価格」という。）とし（349条1項）、市町村長は、388条1項の固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない（403条1項）旨を規定する。なお、平成30年度は上記の基準年度に当たる。

イ 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正

前のもの。以下「評価基準」という。）は、家屋の評価について、木造家屋及び木造家屋以外の家屋（以下「非木造家屋」という。）の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点1点当たりの価額を乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとし（第2章第1節一）、一棟の家屋に増築された部分があるときは、原則として、当該家屋を増築された部分とその他の部分とに区分して評点数を付設するものとする（同節四）旨を定めている。

評価基準は、非木造家屋の評点数は、当該非木造家屋の再建築費評点数を基礎として、これに損耗の状況による減点補正率を乗じて付設するものとした上で（第2章第3節一1）、非木造家屋の損耗の状況による減点補正率については、原則として経過年数に応ずる減点補正率（以下「経年減点補正率」という。）によるものとし、経年減点補正率は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであって、非木造家屋の構造区分に従い、非木造家屋経年減点補正率基準表（別表第13。以下「本件基準表」という。）に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によって求めるものとする（同節五1(1)）旨を定めている。

本件基準表は、家屋の用途の別に従い、①鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「SRC造」という。）及び鉄筋コンクリート造（以下「RC造」といい、SRC造と併せて「SRC造等」という。）、②煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造、③鉄骨造（以下「S造」という。）（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）、④S造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）、⑤S造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）の五つの構造別区分ごとに、それぞれ経過年数に応じた経年減点補正率を定めている。経年減点補正率は、いずれの構造別区分においても、一定の数値（0.2000）に達するまでは、経過年数の増加に伴い減少するが、上記数値に達した後は、経過年数が増加しても変わらないものとされている。

評価基準には、複数の構造により建築されている家屋（以下「複合構造家屋」という。）に本件基準表をどのように適用するかについての具体的な定めはない。

ウ 本件家屋が新築された平成5年当時、広島市長は、複合構造家屋である非木造家屋について、個々の家屋の状況に応じ、登記簿の構造欄、現実の構造等を考慮して、当該家屋に適用すべき本件基準表の構造別区分を総合的に判断していた。

その後、上告人は、平成29年4月に定めた広島市固定資産（家屋）評価事務取扱要領（以下「本件取扱要領」という。）において、複合構造家屋に対する経年減点補正率の適用は、主たる構造により一棟単位で

行うものとし、主たる構造の判断基準については、原則として、それら異なる構造のうち、床面積が最も大きなものを主たる構造とし（以下、複合構造家屋について、このようにして判断された主たる構造に応じた経年減点補正率を適用する方法を「床面積方式」という。）主たる構造を床面積によってのみ判断することが明らかに不合理であると認められる場合に限り、当該異なる構造の部分の体積によって主たる構造を判断することとして差し支えないとする取扱いを定めたが、複合構造家屋が当該年度において新たに課税の対象となる家屋以外の家屋（以下「在来分家屋」という。）である場合における上記取扱いの適用の有無については定めていない。

(2) 本件家屋は、平成5年9月30日に新築され、平成18年9月22日に増築された地下2階、地上23階建ての非木造家屋であり、本件家屋のうち、増築された部分を除く部分（以下「本件既存部分」という。）は、地下2階及び地下1階はSRC造又はRC造、地上部分の主要な柱や梁の構造はS造で構成されており、本件既存部分の登記簿上の合計床面積のうち約90%をS造の部分が、約10%をSRC造又はRC造の部分がそれぞれ占めている。

(3) 広島市長は、平成30年3月30日、本件家屋の平成30年度の価格を18億1743万9165円（以下「本件登録価格」という。）と決定し、同年4月2日、これを家屋課税台帳に登録した。広島市長は、平成6年度以降、本件既存部分にSRC造等に応じた経年減点補正率を適用してその価格を決定しているところ、本件登録価格も、本件既存部分に本件基準表の定める経年減点補正率のうち構造別区分をSRC造等とするもの（以下「SRC造等経年減点補正率」という。）を適用して決定されたものである。なお、本件登録価格を決定するに当たり上記の増築部分に付設された評点数が、評価基準に従って算出されたものであることは当事者間に争いが無い。

被上告人は、本件登録価格を不服として、平成30年6月18日付けで審査の申出をしたところ、広島市固定資産評価審査委員会は、令和元年7月9日付けで、これを棄却する決定（本件審査決定）をした。

(4) 被上告人は、本件既存部分については、その最も大きな床面積を占める構造であるS造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）に応じた経年減点補正率を適用すべきであり、SRC造等経年減点補正率を適用してされた本件登録価格の決定は違法であると主張している。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件審査決定の一部を取り消した。

上告人においては、本件取扱要領により、少なくと

も平成30年度以降に新たに課税されることになる複合構造家屋には、原則として床面積方式が一律に適用されるようになったところ、本件取扱要領は、地方税法及び評価基準の趣旨に沿った一般的に合理的な解釈運用を示すものといえる。そして、平成30年時点で、建築時期により床面積方式を適用するか否かを異にするというのは、同法及び評価基準の趣旨に反するものといわざるを得ず、本件取扱要領に基づく取扱いは、在来分家屋に対しても適用するのが、同法及び評価基準の趣旨に沿う。したがって、本件取扱要領の施行後である平成30年時点において、広島市長が、本件既存部分にSRC造等経年減点補正率を適用してその価格を決定したことは、合理性を欠く。

そうすると、本件既存部分にS造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）に応じた経年減点補正率を適用して得られる本件家屋の価額である14億1992万2257円をもって、本件家屋の平成30年度の価格と決定されることとなり、本件審査決定のうち、同額を超える部分は違法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1)ア 家屋の基準年度に係る賦課期日における登録価格が評価基準によって決定される価格を上回る場合には、その登録価格の決定は違法となる（最高裁平成24年（行ヒ）第79号同25年7月12日第二小法廷判決・民集67巻6号1255頁参照）、評価基準は、非木造家屋の評価に当たり適用すべき経年減点補正率につき、当該非木造家屋の構造区分に従い、本件基準表に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によって求めるものとするが、非木造家屋が複合構造家屋である場合に適用すべき経年減点補正率の具体的な求め方を定めていない。

イ そこで、本件登録価格の決定に当たり、複合構造家屋である本件既存部分にSRC造等経年減点補正率を適用したことが評価基準に反するか否かについて検討すると、本件基準表の定める経年減点補正率は、通常の維持管理を行うものとした場合においてその年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定められたものであり、非木造家屋の構造区分に応じた、構造耐力の減少や損傷による劣化等の物理的要因により定まる耐用年数（家屋が使用に耐えなくなるまでの年数をいう。以下同じ。）を基礎として、機能的要因や経済的要因により定まる耐用年数などをも考慮して定められたものと解される。

ウ 前記事実関係等によれば、本件既存部分は、地下2階及び地下1階はSRC造又はRC造、地上部分の主要な柱や梁の構造はS造で構成されており、登記簿上の合計床面積のうち約90%をS造の部分が、約

10%をSRC造又はRC造の部分が占めているところ、このような複合構造家屋であっても、使用に耐えなくなったものとしてこれを取り壊すかどうかについては、基本的に本件既存部分を単位として判断されることになるものと考えられる。

そして、家屋に作用する荷重や外力が、最終的には低層階（地下階を含む。以下同じ。）を構成する構造によって負担されることになることからすれば、上記のような構造の本件既存部分については、その低層階を構成する構造の耐用年数が経過しない限り、その余の構造の部分の補修等によってなおその建物としての効用の維持を図ることができるものと考えられるのであり、上記の取壊しに係る判断が、低層階を構成する構造に着目してされるものとみること、不合理とはいえない。

そうすると、本件既存部分について、その低層階を構成する構造に応じた経年減点補正率をもってその評価に当たり適用すべき経年減点補正率とすることも、上記イの評価基準の定める経年減点補正率の趣旨に照らして合理性を欠くものとはいえず、評価基準上許容されるものというべきである。

エ 以上によれば、本件登録価格を決定するに当たり、本件既存部分について、その低層階を構成する構造に応じたSRC造等経年減点補正率を適用したことが、評価基準に反するものということとはできない。

(2) ところで、本件取扱要領は、複合構造家屋に適用すべき経年減点補正率を原則として床面積方式に従って求めるべきものとしている。もっとも、本件取扱要領は、複合構造家屋が在来分家屋である場合における上記の取扱いの適用の有無については定めていないところ、この場合にまで適用すべき経年減点補正率の求め方を一律に床面積方式に改めなければならないものとするれば、上告人における固定資産の評価事務に大きな負担が生ずることが想定される上、広島市に所在する複合構造家屋の平成30年度の価格の決定に当たり、在来分家屋についても一律に床面積方式に従って適用すべき経年減点補正率が求められているといった事情があることもうかがわれない。そうすると、本件取扱要領は、上記の場合にまで、上記の取扱いによるべきことを定めたものではないと解するのが相当であり、上記説示したところに照らし、このような上告人における取扱いが不合理であるともいえない。

したがって、本件登録価格を決定するに当たり、建築当初から低層階を構成する構造（SRC造又はRC造）に応じた経年減点補正率が適用されてきた本件既存部分について、SRC造等経年減点補正率を適用したことは、本件取扱要領に反するものではなく、これが平等原則に違反するものということとはできない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、被上告人の請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は相当であるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官草野耕一の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官草野耕一の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、本件上告を棄却すべきであると思料する。本件上告を棄却することは、被上告人の納税者としての正当な利益を擁護するためにはもちろんのこと、豊かで公正な社会の形成に資する税制度を構築する上においても避けてはならない司法判断であるからであるが、そう考える理由を明らかにすべく、以下においては租税法の解釈のあり方に関する一般的な考察から論を進めることにしたい。

1 租税法は、形式的には行政法の一分野にすぎないが、①税収という国家の主要かつ恒久的な財源を生み出す制度として国家の死命を制する重要性を有しており、その一方において、②国民の経済活動に対して重大な影響を及ぼす制度として（正しくこれを用いれば）豊かな社会の形成を促し得る反面、（その運用を誤れば）これを妨げるおそれを内包している。さらに、③租税の徴収は納税者たる国民にとっては財産の喪失という不利益を甘受することを意味する事態であり、憲法は、国民が「法律の定めるところにより」納税の義務を負う（30条）と定める一方において、租税の根拠となる規範の制定・変更は国会が定める法律（あるいは法律の定める条件）によることを明示的に要求している（84条）。

このうち、租税法の上記②の性格からは、立法論・解釈論の双方において、「税制度の内容が不明確であることによって社会の生産活動に不測の損害や委縮効果をもたらさないように課税要件を明確なものとする」という理念（以下、この理念を「課税要件の明確性」という。）の可及的実現が求められ（上記③の憲法上の要請も、こうした課税要件の明確性の要請を内包しているものと解される。）、財産税である固定資産税についても、課税標準を明確なものとするによって、課税要件の明確性を可及的に満足させることは可能である。そして、課税要件の明確性を可及的に満足させることは、現代社会においてもなお主要な生産財である固定資産を課税対象とする固定資産税を有意義な税制度として存続せしめる上で焦眉の課題であり、そうである以上、固定資産税に係る法令を解釈するに当たっては、できる限り規定の文理に忠実な解釈を行うことをもって原則とすべきである。その上で、文理

からだけでは一義的な解釈を行い得ない場合には、文理解から推認し得る立法趣旨や精緻な論理分析に依拠しつつできる限り合理的な解釈を試みるとともに、解釈の結果導き出された準則が納税者において容易には予測することのできないものであるときは、税務当局の責任において、当該準則を納税者に対してあらかじめ公表し、もって納税者に不測の損害が発生することがないようにしなければならないと解すべきである。

2 本件の核心的争点は、本件登録価格を決定するに際して用いた経年減点補正率の算定方式が評価基準の解釈を誤った違法なものであったか否かであるが、評価基準は、非木造家屋に適用すべき経年減点補正率をその「構造区分に従い」求めるものとするのみで（第2章第3節五）、複合構造家屋たる非木造家屋（以下、単に「複合構造家屋」という。）に適用すべき経年減点補正率の具体的な算定方式（以下、単に「算定方式」という。）を明示していない。しかしながら、地方税法は、市町村長は「固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない」としているのであるから（403条1項）、上記の点を根拠として算定方式の選択が税務当局の自由な選択に委ねられていると解することはできず、複合構造家屋に適用する経年減点補正率の算定方式を決定するに当たっては、評価基準の関連規定の文理と文理解から推認し得る立法趣旨や精緻な論理分析に依拠しつつできる限り合理的な解釈を試みなければならないというべきである。

以下では、考え得るいくつかの算定方式について検討を加えた上で本件で用いられた算定方式について法的評価を述べることにする。

3(1) まず考えられる算定方式として、構造別方式（対象となる複合構造家屋を構造ごとに区分し、それぞれの構造部分の評点数を当該構造部分に対応する経年減点補正率を用いて計算する算定方式）がある。同方式は、①「構造区分に従い」経年減点補正率を求めるものとする評価基準の前記規定の趣旨に合致する上、②経年減点補正率を乗ずることとなる再建築費評点数については、複合構造家屋の場合にそれぞれの構造に応じた非木造家屋評点基準表を用いて算定することを明示的に要求している評価基準の規定（第2章第3節二1(3)）に整合する点で合理性を有する。もっとも、評価基準は、部分別に求めた再建築費評点数を「合計して」当該家屋自体の再建築費評点数を求めるものとしており（第2章第3節二6）、複合構造家屋については、構造ごとの再建築費評点数を合計して求められた家屋全体の再建築費評点数に一つの経年減点補正率を乗じて家屋全体の評点数を求める算定方式（以下、かかる算定方式を総称して「一棟方式」という。）の

方が、評価基準の文理により適合しているともいえる。

(2) そこで、いかなる一棟方式が評価基準の諸規定に照らして合理的な算定方式といえるか検討するに、各構造に対応する経年減点補正率を構造ごとの床面積の大きさに応じて加重平均した値をもって家屋全体に適用されるべき経年減点補正率とするもの（以下、この算定方式を「平均一棟方式」という。）が、上記①②の評価基準の規定やその趣旨に合致し、最も合理的な一棟方式であると考えられる。

他方、これまでの課税実務において多く用いられてきた一棟方式は、家屋全体の中で最も大きな床面積を占める構造（以下「最大床面積構造」という。）に対応した経年減点補正率を家屋全体の経年減点補正率とするというもの（以下、この算定方式を「床面積方式」という。）であることがうかがわれる。そして、床面積方式を正当化する根拠としてしばしば喧伝されてきた論理は、①複合構造家屋であっても、家屋の取壊しは基本的には一棟を単位として判断されることから、経年減点補正率の適用は一棟単位で判断すべきであり、そうである以上、②複合構造家屋における経年減点補正率の適用は、主たる構造により一棟単位で構造種別を定めた上で行うことが望ましいところ、③複合構造家屋については、最大床面積構造について、その部分が傷んだ場合、当該家屋を建て替える場合が比較的多いといえるというものである（以上の論理のうち①及び②の部分を、以下においては「主たる構造論」という。）。

しかしながら、評価基準の解釈論として主たる構造論に合理性があるとは考え難い。なぜならば、①評価基準上、所定経過年数が満了しても経年減点補正率は20%の値を保持し、以後この値は減少しないものとされていることに鑑みるならば、所定経過年数の満了以前における経年減点補正率の算定は対象家屋が当該期間中に取り壊されることはないことを前提として定められていると解すべきであり、そうである以上、複合構造家屋に適用すべき経年減点補正率を考えるに当たって家屋の取壊しの問題を考慮要素とすることに合理性があるとはいい難く、加えて、②「主たる構造」という概念は外延のみならず内包そのものが曖昧であり、このように曖昧な概念を解釈論の中核に据えることは、説得力のある解釈論を導き出す上で有効でないばかりか、恣意的・詭弁的な解釈を正当化する温床ともなりかねないからである。

(3) では、主たる構造論に依拠することなくして、平均一棟方式以外の一棟方式（以下「他の一棟方式」という。）に合理性を見いだし得る根拠はあるだろうか。思うに、他の一棟方式の合理性を根拠付け得る唯一の理由は、構造別方式や平均一棟方式は計算が複雑

すぎて地方団体の評価事務が煩雑になってしまうという実務上のものであろう。コンピュータによる数値計算が普及した現代においてこの実務上の理由にいかほどの説得力があるのか疑問なしとしないが、少なくとも本件既存部分に関して最初に登録価格が決定された当時においては、構造別方式や平均一棟方式を用いた計算は、地方団体にとって少なからぬ負担であったかもしれない。

そこで、計算の簡素化を根拠として合理性を肯定し得る他の一棟方式にはいかなるものがあり得るのかを検討するに、他の一棟方式としては、後述の低層階方式のほか、①最短方式（最も所定経過年数の短い構造に対応する経年減点補正率をもって家屋全体の経年減点補正率とする方式）、②床面積方式、③最長方式（最も所定経過年数の長い構造に対応する経年減点補正率をもって家屋全体の経年減点補正率とする方式）などが考えられる。

このうち、最短方式は、納税者に最も有利な算定方式であり、不合理な算定方式と評価すべき理由はない。また、床面積方式を用いた場合には、概して、同方式により算定される経年減点補正率は平均一棟方式により算出される経年減点補正率からさほどかい離するものではなく、生じ得るかい離が納税者にとって必ずしも不利に働くとも限らない。したがって、主たる構造論により床面積方式を正当化することはできないとしても、計算の簡素化という実務的理由をもって他の一棟方式の採用を正当化する理由となると考える限り、床面積方式は合理的な算定方式といえるだろう。

他方、最長方式によれば、最も所定経過年数の長い構造に対応する経年減点補正率（納税者にとって最も不利な経年減点補正率）が、当該構造の占める割合がいかに小さくても、家屋全体に適用されることになる。英米の法律家は苛斂誅求なる法律を評してしばしば「ドラコニアン」という言葉を口にすることが（「古代アテネのドラコンの法典のように過酷な」という意味である。）、最長方式はまさしくドラコニアンな算定方式であり、これをもって合理的な一棟方式であるとは到底いえない。

(4) 以上を踏まえて、本件において問題となる低層階方式について検討するに、一般に、低層階方式とは、地下階又は低層階（以下、併せて「低層階」という。）を構成する構造のうち所定経過年数の最も長い構造に対応する経年減点補正率を家屋全体に適用する算定方式であると理解されているようである。低層階方式をこのように理解する限り、その帰結はほとんど常に最長方式の帰結と同じであり（最も所定経過年数の長い構造が低層階以外で用いられるのは例外的な場合だけであろう。）、それは最長方式と同様にドラコニアン

な算定方式であって、これをもって合理的な算定方式と解することは到底できない。

もっとも、低層階方式は、その適用範囲を限定することによって、これを合理的な算定方式とする余地があるように思える。なぜならば、①家屋に作用する重力や外力に対する負担は高層階よりも低層階の方が相対的に大きいであろうから、②家屋の損耗の進行を抑える上においては高層階より低層階の方が重要性が高く、③しかりとすれば、家屋全体に適用すべき経年減点補正率を算定するに当たっても、高層階よりも低層階の構造に対してより大きなウエイトを与えて計算を行うこと自体は合理的であると思えるからである。そこで、計算の簡素化の観点も踏まえた現実的な算定方式として、例えば、「家屋全体の下から5分の2を占める各階が全て同じ構造である場合には、たとえその構造が最大床面積構造ではなくてもその構造に対応する経年減点補正率をもって家屋全体に適用する経年減点補正率とする」ことにすれば、それは床面積方式と比肩し得る程度に合理的な算定方式といえるかもしれない（以下、このように低層階の方が高層階よりも損耗の進行を抑える上で重要であることをしんしゃくした上で計算の簡素化の要請をも満足させている算定方式を総称して「穏やかな低層階方式」といい、これと区別するために、前記の一般的な理解による低層階方式を「厳しい低層階方式」といい、両者を併せて単に「低層階方式」という。）。しかしながら、穏やかな低層階方式は、その具体的な算定方式が一義的に定まるものではない上、これをいかに定めるかによってその帰結は異なったものとならざるを得ない。例えば、上記に掲げた例における「5分の2」を「3分の1」としたり、あるいは、「各階が全て同じ構造」を「各階の床面積の半分以上が全て同じ構造」としてもなお合理的な算定方式であると評価する余地はあるかもしれないが、その帰結は上記に例示した算定方式の帰結とは明らかに異なる。要するに、穏やかな低層階方式は、具体的な算定方式が示されない限り、納税者はその内容を合理的に予測することができないものであり、この点においてこれまでに述べてきた算定方式とは性格を大きく異にする。したがって、穏やかな低層階方式に基づいてなされた価格の決定が適法といえるためには、前記1のとおり、税務当局がその具体的な算定方式をあらかじめ公表していることをもってその必要条件としなければならない。

4 以上の検討を踏まえて本件をみると、広島市長が本件既存部分に関して最初に登録価格を決定した際に用いた算定方式は、低層階方式を前提としたものと解するのが相当である。しかるところ、上告人は、当該決定を行うに先立って、複合構造家屋に用いる算定

方式が具体的にいかなるものであるのかを納税者に対して一切公表していない。したがって、広島市長が実際に採用した算定方式が厳しい低層階方式を前提としたものであればもちろんのこと、たとえそれが穏やかな低層階方式を前提としたものであったとしても、それによってなされた上記登録価格の決定は違法であり、そうである以上、当初の登録価格の決定の計算に依拠しつつこれと同じ算定方式を用いてなされた本件登録価格の決定もまた違法である。よって、原審の判断は正当であり、本件上告はこれを棄却すべきである。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官
草野耕一 裁判官 岡村和美)

◎ 地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たる

件名 特別地方交付税の額の決定取消請求事件

最高裁判所令和5年(行ヒ)第297号
令和7年2月27日 第一小法廷判決 破棄差戻し

上告人 泉佐野市
被上告人 国
原 審 大阪高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。
本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人阿部泰隆ほかの上告受理申立て理由二及び三について

1 本件は、総務大臣から地方交付税法15条2項の規定により令和元年度の第1回目及び第2回目の特別交付税の額の各決定を受けた地方団体である上告人が、被上告人を相手に、上記各決定の取消しを求める事案である。

2 原審は、要旨次のとおり判断し、本件訴えを却下した。

地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体がそれぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規の適用の適正をめぐって一般公益の保護を目的として係争するものというべきである。したがって、本件訴えは、行政主体としての上告人が、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものとみることとはできないから、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらない。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 裁判所法3条1項にいう法律上の争訟とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものをいう(最高裁昭和51年(オ)第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁参照)。

(2) 地方団体は、国とは別個の法人格を有し、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであるところ(地方交付税法2条2号、地方自治法1条の2、1条の3第1項、第2項、2条1

項、2項)、地方交付税は、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的として、地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、国が、地方団体に対し、条件を付け又はその用途を制限することなく、交付するものである(地方交付税法1条、2条1号、3条2項)。そして、特別交付税は、このような地方交付税の一種であり、交付されるべき具体的な額は、総務大臣がする決定によって定められるものである(同法4条2号、6条の2第1項、15条1項、2項、16条1項)。そうすると、特別交付税の交付の原因となる国と地方団体との間の法律関係は、上記決定によって発生する金銭の給付に係る具体的な債権債務関係であるといえることができる。したがって、地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、国と当該地方団体との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に当たるといえるべきである。

また、特別交付税の額の決定は、地方交付税法及び特別交付税に関する省令に従ってされるべきものであるから、上記訴えは、法令の適用により終局的に解決することができるものといえる。

(3) 以上によれば、地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たると解するのが相当である。

4 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺 徹 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)

刑事

◎ 再審請求を棄却した原々決定を是認した
原決定に対する特別抗告が棄却された事例

件名 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定
に対する特別抗告事件

最高裁判所令和5年(シ)第412号

令和7年2月25日 第三小法廷決定 棄却

申立人 甲

原 審 福岡高等裁判所宮崎支部

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、いずれも、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み、職権により判断すると、所論引用の各証拠が同法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした原決定は、これを是認することができる。その理由は、以下のとおりである。

第1 各確定判決の認定事実の概要

1 犯行に至る経緯

事件本人であるA(以下「A」という。)と同B(以下「B」という。)は、昭和25年に結婚をして同居していた。Bは10人兄弟の長男であり、Bの実弟であるC(以下「C」という。)は二男、同D(以下「D」という。)は四男である。E(以下「E」という。)は、Cの長男である。

Dは、日頃から酒癖が悪く、飲んだ先々で迷惑を掛けたり、酔い潰れて道端に寝込んだり、Aを打ち殺すと言って暴れたりすることなどがあり、A、B及びCからは、Dの存在を快く思っていなかった。

昭和54年10月12日、Dは、酒を飲んで外を出歩き、同日午後8時頃、酔い潰れて道路脇の溝に落ちているのを地域の住人に発見された。近隣に住むF(以下「F」という。)及びG(以下「G」という。)は、連絡を受け、DをD方に連れ帰り、その土間に置いて帰った。

Aは、FからDの様子を聞き、Fらに迷惑を掛けたことを謝るなどした後、同日午後10時30分頃、Dの様子を見るため、D方に立ち寄った。Aは、泥酔して土間に座り込んでいるDを認めるやDに対する恨みが募り、この機会にDを殺害しようと決意し、C、次

いでBに対し、共同してDを殺害しようと話を持ち掛け、両名は、いずれもこれを承諾した。

2 罪となるべき事実

A及びBは、(1)Cと共謀の上、昭和54年10月12日午後11時頃、D方に赴き、Dに対し、その顔面を数回殴打し、その場に倒れたDを足蹴りするなどした上、タオルでその頸部を絞め付け、よって、Dを窒息死に至らしめて殺害し、(2)C及びEと共謀の上、同月13日午前4時頃、Dの死体をD方牛小屋に運搬した上、同所の堆肥内に穴を掘って、その中に前記死体を埋没させ遺棄した。

第2 従前の裁判手続の経緯等

1 各確定審

A、B及びCは本件殺人及び死体遺棄の公訴事実で、Eは本件死体遺棄の公訴事実で、それぞれ起訴された。

確定審において、Bは、C及びEと共に、公訴事実を認めた。鹿児島地方裁判所は、前記第1の2記載の罪となるべき事実等を認定して、Bを懲役8年、Cを懲役7年、Eを懲役1年にそれぞれ処した。3名はいずれも控訴せず、3名に対する第1審判決は確定した。

確定審において、Aは、本件殺人及び死体遺棄事件への関与を否認した。鹿児島地方裁判所におけるAの第1審公判では、Dの死体を解剖したH教授作成の鑑定書(以下「H旧鑑定」という。)を含む同意書証の取調べに加えて、B、C及びEの各証人尋問、共謀状況等を目撃したCの妻であるI(以下「I」という。)の証人尋問等が行われ、被告人質問が実施されるなどした。H旧鑑定の内容は、死体の腐敗が著しいため、損傷の有無、程度等が判然としないが、頸部、右側胸腹部、右上肢及び両下肢に外力の作用した痕跡があり、内部においても、頸部、右胸郭等に外力の作用した痕跡が認められ、他に著しい所見を認めないので、窒息死を推定するほかないなどというものである。鹿児島地方裁判所は、前記第1の2記載の罪となるべき事実等を認定して、Aを懲役10年に処した。Aの控訴及び上告は棄却され、第1審判決は確定した。

2 各再審

Aはこれまで3回にわたり再審請求に及び、Bはその長女を申立人としてこれまで2回にわたり再審請求に及んでおり、Aの第1次再審請求審は再審開始の決定をしたが、同即時抗告審で取り消され、Aの第3次・Bの第2次各再審請求審は各再審開始の決定をし、同各即時抗告審もその結論を是認して各即時抗告を棄却したが、同各特別抗告審で取り消されており、Aの第2次・Bの第1次各再審請求を含め、これまでの各再審請求はいずれも棄却された。

第3 今次の各請求の趣旨及び経緯等

本件は、A及びBの長女を申立人とする、Aの第4

次・Bの第3次各再審請求事件である。

1 請求の趣旨

本件各再審請求の趣旨は、いずれも、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したから、刑法435条6号により再審開始の決定を求めるというものである。

2 新証拠

弁護人によって新証拠として提出されたものは、主として、①埼玉医科大学総合医療センター・高度救命救急センター長であるJ教授による、Dの死因の鑑定に関する証拠群（以下「J鑑定」という。）、②立命館大学政策科学部のK教授による、コンピュータを使用したテキストデータの解析技術であるテキストマイニングの手法を用いた関係者の供述の特徴分析に関する証拠群（以下「K鑑定」という。）、③淑徳大学総合福祉学部のL教授及び青山学院大学社会情報学部のM教授による、供述心理学的手法を用いた関係者の供述の特徴分析に関する証拠群（以下「L・M鑑定」という。）に大別することができる。

3 経緯等

本件では、前記2記載の新証拠が、刑法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たるかが争点となっているところ、弁護人は、以上の新証拠によって、Dは、酔った状態で溝に落ちた際に負った傷害により、D方に到着した時点で既に死亡していたことがほぼ確実であるとして、本件殺人の事件性が否定されると主張しているが、原々決定は、これらは同号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとして、各再審請求を棄却し、原決定もその判断を是認して弁護人からの各即時抗告を棄却した。

第4 当裁判所の判断

1 各確定判決の認定の主たる根拠について

確定記録及びAの第3次再審請求に関する特別抗告審決定（最高裁平成30年（し）第146号令和元年6月25日第一小法廷決定・裁判集刑事326号1頁）等によれば、各確定判決の認定の主たる根拠は以下のようなものであり、客観的状況から推認できる事実と、B、C及びEの各自白、Iの目撃供述並びに生きている状態のDをD方の土間に連れ帰った旨のF及びGの各供述があいまって、犯行に至る経緯及び罪となるべき事実が認定されていると解される。

(1) 客観的状況及びそこから推認できる事実

関係証拠から認められる客観的状況及びそこから推認できる事実としては、以下のようなものがある。

ア Dの死体は、堆肥に完全に埋没した状態で発見されたが、両肺の気管支内腔に堆肥の粉末等が侵入したように見受けられないことから、堆肥に埋没した状

態で死亡したものではなく、死亡後に堆肥中に埋められたと推測される。

イ D方は、B方及びC方に隣接しており、これらの敷地はそれぞれ周囲を崖や林に囲まれ、D方に物色された痕跡もなかったことなどから、夜間、D方敷地内に立ち入る者として、D方、B方及びC方の居住者か、これらの居宅への来訪者以外は現実的には想定し難い。

ウ AとDの間には確執があり、A、B及びCらは、日頃からDの存在を快く思っていなかった。

エ 各確定判決において証拠の標目に掲げられたH旧鑑定は、Dの死体は腐敗が著しく、頸部等に外力の作用した痕跡があるが、他に著しい所見を認めないので、窒息死を推定するほかないなどというものにすぎず、死因を断定するものではなかった。

(2) 供述証拠

供述証拠としては、以下のようなものがある。

ア B、C及びEは、いずれも、自身の確定審において事実を認め、Aの確定審第1審公判においても事実を認める証言をしている。

イ Iは、捜査段階及びAの確定審第1審公判において、AがCに殺害への加勢を要請しているのを聞いたほか、C及びEが帰宅後に犯行に関与した旨を述べていたと供述している。

ウ F及びGは、道路脇の溝付近に倒れていたDをトラックの荷台に乗せてD方に連れ帰り、生きている状態のDを土間に置いて帰った旨の一致した供述をしている。

2 新証拠について

(1) ①J鑑定について

ア J鑑定の骨子は、Dの死体の写真によれば、頸椎椎体前血腫が認められることから、Dは非骨傷性頸髄損傷による運動機能障害に陥っていたことは確実であり、また、死体の腸管の外見上の色調や性状から、Dの主たる死因は非閉塞性腸管虚血による広範な小腸の急性腸管壊死であるとした上で、Dは道路脇の溝に顔面から突っ込むように転落し、それによって頸椎の過伸展を生じて運動機能障害に陥り、そのようなDをF及びGが頸椎を保護しないまま不適切に救護したことにより、Dが死亡したというものである。

イ しかし、死体解剖の時点でDの死体は腐敗しており、既に不鮮明又は不明となっていた所見が多かったことなどにより、死体解剖において収集された情報は極めて限定的なものであった。腸管についても、H旧鑑定において、死体の腸管は著しく腐敗、膨隆していたと指摘されていることからすれば、腸管の外見上の色調や性状についても、死体の腐敗が進行していたことを念頭に置く必要がある。また、J教授は、死体

を直接検分したのではなく、Dの腸管の一部のみが写った写真から見て取れるその色調や性状等という限定的な情報から推論を重ねて、前記A記載の結論を導いたものである。J鑑定は、その基礎となる情報等についてこのような問題があった以上、その証明力には限界があるといわざるを得ない。

さらに、H旧鑑定によれば、Dの頭部や顔面に表皮剥脱や挫創、皮下出血等を認めた旨の記載はなく、死体の外表上は、Dが溝に顔面から突っ込むように転落したとの的確な痕跡は見だし難い。J鑑定は、Dの死体の左右の下肢に認められた大腿伸側から屈側にかけての全面的な皮下出血斑等の広範な損傷状況についても、十分な説明をしているとはいえず、溝への転落以外にDの身体に暴行等の外力が加えられた可能性についても十分に検討していない。

以上によれば、J鑑定は、Dの死体の状況からは、その指摘するような死因や態様でDが死亡した可能性があることは否定できないという限度で、その証明力が認められるにとどまると考えるのが相当である。

ウ 他方、各確定審に提出されていたH旧鑑定は、単独では死因を積極的に推認し得るような証明力を有しておらず、各確定判決は、客観的状況から推認できる事実や、B、C及びEの各自白、Iの目撃供述、F及びGの各供述等を併せて、前記第1の2記載の罪となるべき事実を認定したものと解される。

そうすると、前記の限度で証明力が認められるにとどまるJ鑑定によって、直ちに各確定判決の認定に合理的疑いが生じるとはいえない。すなわち、各確定判決は、死因の特定が困難な中で、他の証拠も併せ考慮して、前記第1の2記載の罪となるべき事実を認定したものと解されるのであって、J鑑定は、十分強固な証明力を有するというのであればともかく、死因の一つの可能性を指摘したにとどまる以上、各確定判決の判断の前提に変化を生じさせるようなものではない。

エ 加えて、仮に所論が主張するように、J鑑定を根拠として、DがD方に到着した時点で既に死亡していたとすると、関係証拠から認められる前記1(1)記載の客観的状況に照らし、事実上、Dの死体を堆肥中に埋めた者は、最後にDと接触したF及びG以外に想定し難いことになる。しかし、F及びGは、Dが道路に寝かされていると知らされ、Aにあらかじめ電話で連絡をした上で、善意でDをD方まで連れ帰ったものであって、F及びGがDの死体を堆肥中に埋めるという事態は、本件の証拠関係の下では全く想定できない。所論が、F及びGの各供述の信用性に疑いを生じさせるとして掲げる事情も、各供述の核心部分の信用性に影響を与えるようなものではない。

オ B、C及びEの各自白並びにIの目撃供述は、

相互に支え合っているだけでなく、以上のような客観的状況等からの推認によっても支えられ、これらの信用性は相応に強固なものといえることができるのであり、J鑑定を踏まえ総合考慮しても、これらの各自白及び目撃供述に疑義が生じるとはいえない。

カ 以上の検討を踏まえると、J鑑定は、各確定判決の認定に合理的な疑いを抱かせるに足りるものとはいえない。原決定が、同様に説示して、刑法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした判断は、相当として是認することができる。

(2) ②K鑑定及び③L・M鑑定について

ア K鑑定の骨子は、コンピュータを使用したテキストデータの解析技術であるテキストマイニングの手法を用いて、F及びG並びにAの各供述の特徴をそれぞれ分析した結果、F及びGの各供述には、DがD方に到着した際に一人で歩けたか、手を貸す必要があったかなどの点で齟齬があり、また、Dを家に運び入れる行為の記憶だけが不明瞭であるなどとする一方で、Aの供述には矛盾、齟齬はないなどというものである。

イ L・M鑑定の骨子は、供述心理学の立場から、実際に体験された可能性が高い出来事について説明している供述と、体験性の有無が問題となる供述との間にみられる供述者特有の文体や談話の展開パターンの差異に着目し、後者の供述の特徴を分析するスキーマ・アプローチの手法を用いて、F及びG並びにAの各供述をそれぞれ分析した結果、F及びGの各供述は体験記憶を適切に反映していない可能性が示唆されるとする一方で、Aの供述には一部を除き注目すべき傾向は確認されず、非体験性徴候は認められなかったなどというものである。

ウ しかし、K鑑定及びL・M鑑定は、捜査段階の各供述調書や、Aの被告人質問調書、F及びGの再審請求審における各証人尋問調書等を検討対象とし、各調書に記載された内容に着目して検討をしているが、いずれの鑑定も、供述の信用性を直接的に判断するのではなく、裁判所が供述の信用性を判断するに当たって考慮すべき可能性を指摘するという位置付けにとどまる性質のものであることは、各鑑定自体がその旨言及しているところであり、その検討の過程をみても、他の関係証拠の内容や、供述自体には現れない外在的事情等を考慮に入れていないことなどからすれば、本件において、これらの鑑定は、分析の対象とされた供述の信用性を直ちに減殺又は増強させるようなものとはいえない。

エ 以上によれば、K鑑定及びL・M鑑定は、いずれも、各確定判決の認定に合理的な疑いを抱かせるものとはいえない。原決定が、同様に説示して、刑法

435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たらないとした判断は、相当として是認することができる。

3 結論

以上検討したところによれば、本件各再審請求において提出された各新証拠を併せ考慮してみても、各確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はないというべきである。したがって、新証拠はいずれも各確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものではないという原々決定を是認した原決定は、正当である。

よって、刑訴法434条、426条1項により、裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

裁判官宇賀克也の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、原決定及び原々決定を取り消して、再審開始決定をすべきと考えるので、以下、その理由を述べる。

第1 新証拠の評価

1 J鑑定

(1) Aの第3次・Bの第2次各再審請求審に提出されたN教授による鑑定（以下「N鑑定」という。）は、法医学者の立場から行われたものであるのに対して、今次の再審請求審に提出されたJ鑑定は、臨床医、救急医療医の立場から行われたものである。J鑑定は、解剖写真の中でそれまで法医学者が注目してこなかった腸の写真に着目し、小腸の壁に広範な壊死があることを発見し、そこから大量出血したと鑑定した点で、新たな知見を提示するものである。より具体的には、J鑑定によれば、Dの頸椎椎体前血腫は、転落事故による頸部の過伸展に起因して非骨傷性頸髄損傷により出血したものであり、Dは運動機能障害で動けなくなり、外気温が低下し、側溝への転落によりずぶ濡れ状態であったために低体温症になり、腸に血液が送られなくなった結果、急性腸管虚血により腸管壊死となり、腸壁で大量出血を起こしたというのである。

また、N鑑定は、死因に焦点を当てたものであったのに対して、J鑑定は、臨床医、救急医療医の立場から死亡時期に焦点を当てて行われ、その点についても新たな知見を提示するものである。すなわち、Dの頸椎椎体前血腫はかなり重篤なものであり、運動機能障害を惹起する頸部損傷を伴い、頸部を支える上で重要な前縦靭帯も相当程度損傷していたため、Dを救護する場合には頸部を固定する必要性があったが、F及びGは、Dは泥酔して路上で寝ていると考えたので、酔いを醒まそうとして、FがDの顔を2ないし4回叩いたり、F及びGの二人でDを軽トラックの荷台に放り込んだりして頸部に大きな衝撃を与えたため、高位頸髄損傷により横隔膜運動が麻痺して呼吸が停止し、

D方に到着した時点では既に死亡していたことは確実であるというのである。J鑑定は、Dが死亡に至る医学的機序を専門的知見に基づき説明するものであり、また、J教授が、日本救急医学会指導医の資格を有するのみならず、埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター長・診療部長を務めていることに照らしても、J鑑定は、高度の専門的知見に裏付けられた見解として、尊重に値するものといえる。

そして、Dが堆肥に埋もれて発見されており、肺の中に堆肥の粉末が入っていないことから、本件が死体遺棄事件であることに疑いを入れる余地はほとんどないものの、J鑑定によれば、DはD方に運ばれた時点で既に死亡していた以上、その後のDに対するAらによる殺人はあり得ないことになる。そうすると、DがD方に運ばれた時点で生存していたとするF及びGの各供述の信用性や、B、C及びEの各自白並びに殺人の謀議等を耳にしたというIの供述の信用性にも、疑問が生ずることになる。

(2) 原決定は、Dの死体が腐敗しており、死体解剖において収集された情報は極めて限定的であったこと、J教授は死体を直接検分しておらず、H教授による新旧の鑑定及びAの第1次再審請求審におけるH教授の証言で言及されている情報並びに解剖の際に撮影された12枚の写真からしか死体の情報を得ることができなかったことを、J鑑定が死因や死亡時期を高い蓋然性をもって推論するような決定的なものとはいえない理由の一つとして挙げている。しかし、J鑑定は、Dを解剖した際に撮影されたDの腸の写真から前記(1)のとおり鑑定しているところ、Dの腸の写真は極めて鮮明であり、臨床医、救急医療医として豊富な知見を有する医学者が、そこから腸管壊死を死因と特定することは可能と考えられる。現在では医学の飛躍的發展により、限られた情報から驚くほど多くの医学的知見が得られるようになってきていることは、経験則の教えるところであるから、前記のような限られた情報であることをもって、J鑑定の証明力を低くする根拠とすることには賛成し難い。

(3) 以上に述べたように、私は、J鑑定は高い信用性を有すると考えるが、原決定のようにそこまで高い信用性を認めない立場に立ったとしても、J鑑定は、DをD方に搬送した時点でDが生存していたというF及びGの各供述、B、C及びEの各自白、殺人の謀議等を耳にしたというIの供述の信用性を含めて、各確定判決の証拠構造全体を動揺させるものであるから、新旧全証拠の総合評価を行う必要があると考える。

2 K鑑定及びL・M鑑定

(1) 今次の再審請求審に提出されたK鑑定は、コンピュータを使用したテキストマイニングの手法を用い

て、F及びGは、DがD方に到着した後の事実について供述を回避する傾向にあること、F及びGの各供述調書の内容が著しく齟齬を来していることに鑑み、自ら体験していない事実を述べている可能性が高いとする。テキストマイニングの手法は、第三者による再現可能性がある科学的方法として既に広く用いられている。

(2) また、L・M鑑定は、逐語的に記録された供述の分析により開発されたスキーマ・アプローチの手法を用いて、F及びGの各供述の信用性について鑑定をしている。L・M鑑定は、F及びGの各供述について、K鑑定と同じ結果を示し、両名の供述は体験に基づかないものである可能性が高いとする。テキストマイニングの手法とスキーマ・アプローチの手法は、全く異なる手法であるが、にもかかわらず、いずれの手法によっても同じ結果が示されたことは、両鑑定の信用性を高める要素といえる。他方、K鑑定とL・M鑑定は、Aの供述は基本的に体験に基づくものである点でも一致している。

(3) K鑑定及びL・M鑑定は、心理学についての深い学識を有する学者の専門的知見に基づくものであって、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりする事情は認められないから、供述内容の真偽の総合評価の一環として活用することが認められるべきであり、K鑑定とL・M鑑定によっても、F及びGの各供述のうち、D方到着以後の部分についての信用性が減殺されると考えられる。したがって、K鑑定及びL・M鑑定によっても、新旧全証拠の総合評価を行う必要性が生ずると考えられる。

第2 新旧全証拠の総合評価

1 総合評価に用いられる証拠

有罪を言い渡された者に有利な証拠が遅れて提出されたために、確定判決の審理中に提出されていれば無罪となるべきであった者を有罪のままにすることがあってはならないから、複数回にわたり再審請求が行われた場合、新旧全証拠の総合評価を行うに当たっては、第1次再審請求後の審理において新たに得られた他の証拠も検討の対象になることは当然である（最高裁平成7年（し）第49号同10年10月27日第三小法廷決定・刑集52巻7号363頁参照）。したがって、以下においては、各確定審及び今次の再審請求審のみならず、これまでの再審請求審に提出された証拠も含めて総合評価を行うこととする。

2 H旧鑑定

(1) 本件が死体遺棄事件にとどまらず殺人事件でもあることの唯一の直接証拠はH旧鑑定であり、各確定審においては、弁護人もH旧鑑定を争わなかったのであるから、H旧鑑定が各確定判決における有罪認定の

重要な証拠であったことは疑いない。すなわち、同意証拠とされたH旧鑑定の存在ゆえに、各確定審では、本件が殺人事件であることは争いのない事実であることを前提として審理が行われたのである。

(2) しかし、H旧鑑定は、Aの第1次再審請求審におけるH教授の新鑑定（以下「H新鑑定」という。）により、撤回されている。すなわち、H旧鑑定時には、H教授は、Dの転落事故について知らされていなかったもので、頸椎椎体前血腫を頸部圧迫によるものと鑑定したが、頸部に索条痕等の頸部圧迫の明白な所見はなく、頸椎椎体前血腫は、頸部が転落事故により過伸展したことに起因するものとも考えられるので、頸椎椎体前血腫を頸部圧迫によるものとしたH旧鑑定を撤回したのである。また、Aの第1次再審請求審において提出されたO教授による鑑定でも、各確定判決が認定したようなタオルを用いた絞殺という認定は認め難いとされた。P教授による鑑定では、死因として外傷性ショックと頸部圧迫が甲乙付け難いとされたが、Aの第3次・Bの第2次各再審請求審で提出されたN鑑定でも、頸椎椎体前血腫は、頸部の過伸展に起因するものであり、頸部圧迫の所見ではないとされ、Dの死体に死斑が乏しいことから、Dは、転落事故により骨盤骨折及び大腿骨骨折の傷害を負うことになり、体内で大量出血していた可能性が高く、出血性ショックで死亡したとされている（なお、本件で頸部圧迫に使用したとされるタオルは発見されていない。）。

(3) 今次の再審請求審で提出されたJ鑑定は、Dの頸椎椎体前血腫は、転落事故による頸部の過伸展に起因するものであるという点でN鑑定と一致しており、Dはそれに伴う低位頸髄損傷により運動機能障害になったが、F及びGが救護活動の際に頸部の保護を懈怠したため、高位頸髄損傷により横隔膜運動が麻痺して呼吸が停止し、D方に到着した時点では既に死亡していたことは確実であるとするものであるから、H旧鑑定のうち頸部圧迫による窒息を死因と推定する部分の証明力は、もはや無きに等しい状況であるといっても過言ではない。すなわち、本件がDに対する殺人事件であることの唯一の直接証拠であったH旧鑑定における頸部圧迫による窒息死という推定が崩れたため、本件が殺人事件であることの直接証拠は皆無になったのである。

3 F及びGの各供述

(1) F及びGの各供述は、DをD方に送り届けた以後について、大きく食い違っている。すなわち、Fは、当初、Dを軽トラックの荷台から降ろした後、Dは一人で立てずF及びGの二人で抱えて運んだと供述し、その後、かろうじて立てたと供述を変えているのに対し、Gは、Dは軽トラックの荷台から一人で降りて立

ち、一人で歩いてD方に入ったと供述しており、そのシーンを捜査機関に再現していたことが捜査段階のネガフィルムにも残されていた。また、Fは、D方に到着したとき、軽トラックのヘッドライトをD方に向けたと供述しているのに対し、Gは牛小屋に向けたと供述しており、牛に草や水をやるために牛小屋に行った時点については、FはD方を去る直前であったと供述しているのに対し、GはDを荷台から降ろす前であったと供述しており、両名の供述が大きな齟齬を来している。さらに、Fは、Gと一緒に牛小屋に行ったと供述しているが、Gは、警察官への供述と現場での再現の際には、牛小屋に行ったのはFのみであり、Gは自転車を納屋に運んだと供述し、両名の供述は食い違っていたのであり、その後、Gは、検察官に対する供述の段階で、Fと一緒に牛小屋に行ったと供述を変えている。以上のように、F及びGの各供述は、生きていたDを土間に置いて退出したこと以外の点では、全て矛盾又は変遷している。

Fは、昭和54年10月17日、Dの親族がB方に集まっていた際に立ち寄り、Dの位牌の前で、「D、わい（お前）も3日間苦しかったろう。おい（俺）も3日間風呂に入らずきばった。すまんかった、何とか言ってくれ。」と大声で涙を流しながら発言している。Dが行方不明になっていることをFがAから知らされたのは同月14日であるところ、Fは、それを聞いてD方の奥の6畳間に敷かれた布団を確かめ、砂でザラザラしていたものの布団が冷たかったので、Dは同月12日には布団で寝て、翌13日から行方不明になったと判断した旨供述しているのであるから、Dの遺体が堆肥から発見された同月15日の時点で、Dが3日間堆肥の中に埋もれていたことを前提とする発言は、Dは同月13日から行方不明になったと判断したという供述と矛盾する。また、Fは、Aの起訴前の同年11月17日に、Aは同年10月12日午後10時30分頃までFの家をいたため犯行の時間帯にはアリバイがある旨発言したとされており、このことは、Fが、Dの死体遺棄が実行されたのは同日午後10時30分頃までであると認識していたことを示すものであるが、この発言は、前述したように、FはDが同月13日から行方不明になったと判断したと供述していたことと矛盾する。

さらに、同月12日の午後10時30分頃、F方を辞したAは、懐中電灯を持っていなかったため、Gが懐中電灯を持ってAの家まで送っていくことになったが、AがD方に立ち寄りという、Gは、Aに懐中電灯を渡さず、D方の玄関から10メートル程手前の場所で待っていたというのである。しかし、Dが軽トラックの荷台から降ろされてから既に約1時間が経過して

おり、Dを泥酔状態で土間に放置したとすればDの状態が気になるのが自然であるのに、Aが確認に行った際にGが同行しなかったことは不自然である。

(2) そして、今次の再審請求審で提出されたJ鑑定により、D方に到着した時点でDが生存していたことを前提とするF及びGの各供述の信用性は減殺されるものといえることに加え、K鑑定及びL・M鑑定のいずれにおいても、F及びGの各供述は、D方に到着した時点以降の部分について著しく矛盾し、体験に基づく供述と考えることはできないとされたことにも鑑みれば、D方に到着した時点以降についての両名の各供述の証明力は、極めて乏しいといわざるを得ない。

また、DをD方に届けた際にDが生存していたというF及びGの各供述の信用性が、B、C及びEの各自の信用性を支えているのであるから、F及びGの各供述の信用性が減殺されることは、これらの共犯者とされる者の自白の信用性も減殺させる。

(3) F及びGが、Aに不利な供述を一切せず、むしろ、Fは、A逮捕後も、Aにはアリバイがあり無実であると供述していたことは、自らの責任は回避したいという心境であったためと考えれば説明が付く。

4 B、C及びEの各自白

(1) B、C及びEの各自白は、いずれも、H旧鑑定で、Dが殺害された事実は否定し難い事実と受け止められていることを前提に行われたといい得る。しかし、頸部圧迫による窒息死というH旧鑑定の証明力はほぼ皆無になっているといっても過言ではないことは、先に述べたとおりである。そうであるとなれば、頸部圧迫によりDを窒息死させたというB、Cの各自白も、殺人後の死体遺棄を手助けしたというEの自白も、その信用性が減殺されざるを得ない。

(2) Cは、Dの死体発見から2日後の昭和54年10月17日に自白をし、翌18日にBとともに逮捕されているが、当初の供述では、両名のみが殺人及び死体遺棄を行ったとしており、Aの関与は否定し続けていた。そして、勾留期間満期の1日前の同年11月6日になり、Aから直接殺害を持ち掛けられた旨をようやく認め、起訴当日の翌7日に検察官調書が作成されている。ところが、A、B及びCの3名による犯行という供述は、さらに、Eも加えた4名の犯行へと変遷している。B、C及びEの各自白は、最終的には、結論においては一致する形になったものの、AとB、Cの間でD殺害の共謀をする場面、殺害の実行行為の場面、死体遺棄の共謀の場面等の事件の核心部分について、それぞれ大きく変遷している。例えば、各確定判決では、BがDの首にタオルを1回巻いて、その両端を力一杯絞めて殺害したと認定されているが、初期の

自白では、手でDの首を絞めて殺害したとされていたり、BとCがタオルの両端をそれぞれ引っ張って絞殺したとされていたりしており、各確定判決の認定と異なる内容の自白がされていたのである。

また、CからD殺害を働き掛けられたBが、自分の弟の殺害を働き掛けられたにもかかわらず、よかついでじゃが、と気軽に答えたことや、Cが自分の子のEに死体遺棄の協力を依頼する場面の自白も、自分の子を犯罪に巻き込む重大な依頼にしては、余りに気軽な依頼の仕方であり、不自然である。

(3) Aの控訴審において、服役中であったBは、自己の関与を否定した。Aが出所後、先に出所していたBになぜAが首謀者であるという虚偽供述をしたかを問いただしたところ、Bは、Aも自分も無実だが、刑事からやっただろうと問い詰められて、虚偽の自白をしてしまったとして、Aに謝罪している。

Cも、自己の関与を否定するようになり、捜査機関による取調べでやっただろうと問い詰められて自白をした旨の弁護人に対する供述の反訳書が第1次再審請求審で提出されている。

また、Eも、服役中から犯行への関与を否定するようになり、仮出獄後、昭和60年頃から、弁護士に相談して再審請求を行う意向を示し、平成9年には自ら再審請求を行い、Aの再審請求審や自己の再審請求審で無実を訴えている。

(4) このように、B、C及びEのいずれも、刑が確定した後自白を撤回していることに照らせば、それが刑を免れたり軽くしたりする動機によるものでないことは明らかである。B、C及びEにはいずれも知的障害があり、被暗示性、被誘導性が高い供述弱者であったため、精神的なプレッシャーの下で真実と異なる自白をしてしまった可能性は十分に考えられるところであり、各自白の信用性は低いと思われる。そして、公判でのBとCの証言は曖昧模糊としており、質問に答えられず沈黙している箇所が多く、自ら行ったはずの犯行について具体的な供述ができていない。しかし、捜査においても、公判においても、3名が供述弱者である点が配慮された形跡がうかがわれない。

知的障害者などの供述弱者が虚偽自白をしやすいという知見は、過去の多くの事件の教訓から広く共有されている。そして、法務省に置かれた「検察の在り方検討会議」は、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の取調べについて、供述状況等ができる限り明らかになるよう、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うこと、心理・福祉関係者の立会いを認めることを提言し、最高検察庁平成26年6月16日付け依命通知で、知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題が

ある者、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件については、取調べの全過程の録音・録画が行われるようになったことも、供述弱者の被暗示性、被誘導性の高さが広く認識されていることを示している。もっとも、供述弱者とはいえ、B、C及びEが公判でも無罪を主張せず、有罪判決を受けても控訴しなかったことが、従前、本件で再審開始決定をしなかった裁判所の判断に大きく影響してきたことは想像に難くない。確かに、そのような例は稀と思われる。しかし、供述弱者であった被告人が自白をし、その後再審において無罪とされた過去の例が示すように、少なくとも供述弱者の場合、無実であっても公判で自白を維持してしまうことは、刑事司法において貴重な教訓とされるべきであり、本件においても、供述弱者であるB、C及びEが公判において自白を撤回しなかったという事情を過大に評価すべきではないと考える。実際に、彼らは後に、否認しても聞き入れてもらえず厳しい追及を受けたので苦し紛れに虚偽の自白をし、Aの関与についても虚偽を述べた旨を告白している。

(5) 被告人が犯行を否認している事件における他者の供述の信用性判断は慎重に行う必要がある（最高裁平成19年（あ）第1785号同21年4月14日第三小法廷判決・刑集63巻4号331頁、最高裁平成22年（あ）第509号同23年7月25日第二小法廷判決・裁判集刑事304号139頁）、特に、公判で無罪を主張する者が、他者の供述で共犯者として関与したと供述された場合、他者の供述に客観的証拠の裏付けがあるかを慎重に検討する必要がある（最高裁昭和41年（あ）第108号同43年10月25日第二小法廷判決・刑集22巻11号961頁、最高裁昭和57年（あ）第223号平成元年6月22日第一小法廷判決・刑集43巻6号427頁、最高裁平成19年（あ）第2292号同21年9月25日第二小法廷判決・裁判集刑事297号301頁等）。しかし、共犯者とされた者の公判手続と分離されたAの公判手続では、共犯者とされた者の犯行態様は争点にならず、Aの関与のみが争点となり、共犯者とされた者の自白の信用性、自白による犯行態様と解剖所見との齟齬等は、審理で吟味されることはなかった。本件においては、このような事情に配慮し、共犯者の自白は、特に慎重に検討されるべきである。

5 Iの供述

(1) Iの供述のポイントは、以下の3点である。第1は、昭和54年10月12日の夜に、Aが、同日の結婚式で美容院に預けておいた衣服を届けるためにC方を訪ねてきて、CにDの殺害を働き掛けるのを聞いたというものである（以下「第1供述」という。）。

第2は、その後しばらくして、Cが帰宅し、「うっ殺してきた。」と独白するのを耳にしたというものである（以下「第2供述」という。）。第3は、更にしばらくして、帰宅したEから、Dの死体遺棄に加担したことを聞き、口止めされたというものである（以下「第3供述」という。）。

(2) しかし、Iは、Dの遺体が発見された同月15日の直後から警察の事情聴取を受けていたものの、当初、これらの供述は一切なされていない。Iがこのような供述を始めたのは、CがBとともに同月18日に逮捕され、Eが同月27日に逮捕された後の同月29日であるから、Aを首謀者にすれば、自分の夫と子の罪を軽減することができると考え、供述を変更して、Aを首謀者とする供述を行う動機が存在し得る。したがって、Iの供述の信用性は慎重に判断する必要があると考えられる。

(3) 以下、Iの供述内容について検討すると、その供述に不自然な変遷がみられる。すなわち、Iは、当初、Aの訪問は、同月13日の朝であったと供述しており、これはAの供述と一致していた。しかし、同月29日になって、Aの訪問は同月12日夜であったと供述を変更し、A及びCの共謀並びにC及びEによる犯行の告白を聞いたと供述したのである。Aが結婚式で美容院に預けておいた衣服を届けるためにC方を訪問したのが、結婚式当日の夜であったのか、その翌朝であったのかについて、記憶が混同することは想定し難く、この点についてのIの供述の変遷は不自然である。

(4) また、Iは、Aと話した後、AがCと外に出て、Iも母屋の外にあるトイレに行こうとして外に出た際、AがCに殺人の共謀を働き掛けているのを目撃したという第1供述をしているが、自分の夫が殺人の共謀を働き掛けられているのを目撃すれば、夫に共謀に加わらないように説得したり、Aに犯行を思いとどまるように説得したりするのが自然であり、しかも、Iによる再現写真によれば、第1供述の場面では、Iは、AとCのすぐ傍に立っていたのに、そのような行動を一切とらなかつたというの是不自然である。また、第2供述は、深夜、Cのことが気になってなかなか寝付くことができずにおり、Cが帰ってきて心配になってすぐに起きると、Cから殺人をしてきた旨の独白を聞いたというのである。自分の夫が殺人をしてきた旨の独白を聞けば、気が動転して、夫に真偽を問いたすのが自然であるが、この時も、Iは、そのような行動を一切とることなく、用を足した後、母屋に戻り就寝したというのである。さらに、それから数時間後に、物音がして目を覚ましたら、Eが起きており、トイレに行き戻ると、Eから犯行に加担してきたと告

げられたというのが第3供述であるが、そのような重大な内容を告げられたにもかかわらず、この時も、自分の子に真偽を問いたすことなく就寝したというのである。これらの供述は、極めて不自然といわざるを得ない。

(5) さらに、同月31日付け警察官調書によれば、Iは、同月13日朝にAが訪ねてきた際、Aに「Dは、けがもせず送ってもらってよかったな」というと、Aは、「あんし（あの人）も迷惑なことじゃ、いつものことじゃが」と答えたという。しかし、Iが、前日深夜から翌未明にかけて、Dを打ち殺すとか、打ち殺してきた等の会話を耳にしながら、その数時間後に、Aに「Dは、けがもせず送ってもらってよかったな」などと発言することはおよそ考え難く、極めて不自然な供述である。また、同年12月2日付け警察官調書によれば、Iは、同年10月28日午前8時頃、Aから、着替えを持ってきたことについて、警察には、同月12日の晩ではなく、同月13日の朝とほいしい旨口止めされたが、何の口止めかはつきり分からなかつた旨供述しているが、同月12日深夜から翌13日未明にかけて、AがCを誘うなどしてDを殺害したことを確信したIが、この口止めの依頼の理由が分からなかつたと述べていることも、極めて不自然である。

(6) Aの第3次・Bの第2次各再審請求審におけるL・M両教授による供述心理鑑定において、Iの供述には、犯行に関する謀議を耳にしたと告白した後のAの関与を供述する部分に限って、通常行われるはずの反応がない「コミュニケーション不全」という非体験性兆候が顕著であるとされていたのであり、今次の再審請求審において提出された新証拠と総合評価すれば、Iの供述の不自然さは明白といえる。

6 Aの供述

(1) Aの供述についてのK鑑定では、その供述に矛盾・齟齬はみられず、L・M鑑定でも、非体験性徴候は認められなかつたとされた。すなわち、両鑑定結果が一致して、Aの供述の信用性を認めているのである。

(2) Aは、捜査段階から一貫して自己が犯行に関与したことを否認し、服役中も、模範囚であったために、罪を認めて反省文を書けば仮釈放すると3回も言われたにもかかわらず、自分は犯罪を行っていないから反省することはできないとして、罪を認めることを条件とした仮釈放を拒否し、満期出所している。

(3) Aは、昭和54年10月12日午後10時30分頃にD方に赴いて土間をのぞいたとき、Dはそこにおらず、その直後にGにその旨話したと供述しているが、各確定判決は、同日午後10時30分頃にDは土間におり、Aは、土間にいたDを見て殺意が生じたと認定している。そうすると、Aは、殺意を生じた直後

に、Gに、Dは土間にいなかったという虚偽を述べたことになる。しかし、Aの供述によれば、Gは、Dを土間に置いて間もないため、そこにいるはずで確認するまでもないという趣旨の発言をしていたというのであるから、AがGにDは土間にいなかったと告げれば、Gは不審に思い確認に行くことが予想され、そうすれば、土間にいないという発言が虚偽であることはすぐに露見してしまうはずである。したがって、AがGに不審に思われるような虚偽発言をあえてしたと考えることには疑問が残る。

(4) そして、同日午後10時30分頃にD方に赴いて土間をのぞいたとき、DはそこにいなかったというAの供述と、泥酔状態のDを同日午後9時頃に土間に置いたというF及びGの各供述は、泥酔状態であったDがいったん土間から移動して再び被害時に土間に戻ってきたということは想定し難いため、矛盾するのであるから、新証拠によりF及びGの各供述の信用性が低下することは、それと矛盾するAの供述の信用性を高めることになる。

第3 結論

刑訴法435条6号にいう「明らかな証拠」とは、当該再審請求審で提出された新証拠のみで無罪等を言い渡すべき証拠である必要はなく、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであり、前記の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されることになる（最高裁昭和46年（し）第67号同50年5月20日第一小法廷決定・刑集29巻5号177頁）。すなわち、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に当たるか否かの判断に際して、「疑わしいときは被告人の利益に」という原則を具体的に適用するに当たっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするのではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもって足りる（最高裁昭和49年（し）第118号同51年10月12日第一小法廷決定・刑集30巻9号1673頁）。

以上の判例法理に照らせば、本件において、A及びBらによる殺人という事実認定の正当性についての合

理的な疑いが生じざるを得ない。したがって、特別抗告を認容し、原決定及び原々決定を取り消して、再審開始決定を行うべきである。

(裁判長裁判官 石兼公博 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 平木正洋)

最高裁判所判例要旨

民事

- 1 プロバイダ責任制限法（令和3年法律第27号による改正後のもの）5条2項の規定は、権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和3年法律第27号の施行前にされたものである場合にも適用されるか
- 2 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにおいて他人の権利を侵害する投稿がされた後、上記投稿をした者によって上記アカウントにログインするための通信がされた場合において、上記通信が、上記投稿との関係で、プロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとされた事例
- 3 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにおいて他人の権利を侵害する投稿がされた後、上記投稿をした者によって上記アカウントにログインするための通信がされた場合において、上記通信が、上記投稿との関係で、プロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとはいえないとされた事例

令和5年（受）第1583号
 令6・12・23二小判
 一部破棄自判、一部棄却
 民集78巻6号本誌1855号

- 1 プロバイダ責任制限法（令和3年法律第27号による改正後のもの）5条2項の規定は、権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和3年法律第27号の施行前にされたものである場合にも適用される。
- 2 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにおいて他人の権利を侵害する投稿がされた後、上記投稿をした者によって上記アカウントにログインするための8回の通信が同一の経由プロバイダの提供するインターネット接続サー

ビスを利用してされた場合において、(1)上記投稿と上記各通信との関連性の程度を示す事情は両者の時間的近接性以外にうかがわれないこと、(2)上記各通信の中では上記投稿の21日後にされた1回の通信が上記投稿と最も時間的に近接すること、(3)上記アカウントにおいては、上記投稿がされてから上記各通信がされるまでの間に、上記経由プロバイダの提供するインターネット接続サービスを利用した2回のログインのための通信がされているものの、上記経由プロバイダは、自らが保有する通信記録の中からこれらの2回の通信に対応するものを特定できなかったことという判示の事情の下では、上記1回の通信は、上記投稿との関係で、プロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たる。

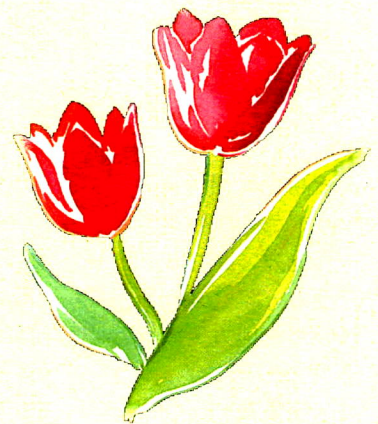
- 3 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにおいて他人の権利を侵害する投稿がされた後、上記投稿をした者によって上記アカウントにログインするための8回の通信が同一の経由プロバイダの提供するインターネット接続サービスを利用してされた場合において、(1)上記投稿と上記各通信との関連性の程度を示す事情は両者の時間的近接性以外にうかがわれないこと、(2)上記経由プロバイダは、上記各通信の中で上記投稿と最も時間的に近接するものに係る発信者情報を保有しており、これに加えて、あえてその余の7回の通信に係る情報の開示を求める必要性を基礎付ける事情はうかがわれないことという判示の事情の下では、上記7回の通信は、上記投稿との関係で、プロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとはいえない。

刑事

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（令和4年法律第97号による改正前のもの）10条の犯罪行為により生じた財産等を没収することができるとする同法13条1項6号と憲法29条

|| 令和6年（あ）第536号
|| 令6・12・17三小判 棄却
|| 刑集78巻6号本誌1854号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（令和4年法律第97号による改正前のもの）10条の犯罪行為に関し、これにより生じた財産等を没収することができるとする同法13条1項6号の規定は、憲法29条に違反しない。



記事

◎人事異動

定年退官
福岡家庭裁判所長
永井尚子
(2月19日)

福岡家庭裁判所長
鹿児島地方・家庭裁判所長
立川 毅

鹿児島地方・家庭裁判所長
東京高等裁判所判事
中園浩一郎

定年退官
吹田簡易裁判所判事
瀧川勝子
(以上2月20日)

吹田簡易裁判所判事
大阪簡易裁判所判事
船越英明

依願退官
名古屋高等裁判所判事
上杉英司
(以上2月21日)

定年退官
茨木簡易裁判所判事
寺田俊弘
(2月22日)

茨木簡易裁判所判事
大阪簡易裁判所判事
加藤 優
(2月23日)

定年退官
高松高等裁判所長官
岩井伸晃
(2月24日)

大阪高等裁判所判事
京都地方裁判所長
川畑正文

京都地方裁判所長
福井地方・家庭裁判所長
野田恵司

福井地方・家庭裁判所長
神戸地方裁判所判事
丸田 顕

神戸地方裁判所判事
東京高等裁判所判事
大西直樹
(以上2月26日)

高松高等裁判所長官
大阪地方裁判所長
遠藤邦彦

大阪地方裁判所長
大阪高等裁判所判事
黒野功久

大阪高等裁判所判事
青森地方・家庭裁判所長
古田孝夫

青森地方・家庭裁判所長
さいたま地方・家庭裁判所判事
市川多美子

定年退官
福岡簡易裁判所判事
吉住良二
(以上2月27日)

依願退官
鹿児島地方・家庭裁判所判事
桂木正樹
札幌家庭・地方裁判所判事
鎌田咲子
(以上2月28日)

さいたま地方・家庭裁判所判事
東京高等裁判所判事
真辺朋子
事務総局総務局付
金沢地方・家庭裁判所判事補
石田太郎
事務総局人事局付
東京地方裁判所判事補
上原ひとみ
事務総局民事局付
千葉地方・家庭裁判所判事補
木村周世
大阪地方・家庭裁判所堺支部判事補
吉本奈々絵
事務総局刑事局付
東京地方裁判所判事補
先崎春奈
事務総局行政局付
東京地方・家庭裁判所立川支部判事補
瀧田慎太郎
事務総局家庭局付
松江家庭・地方裁判所判事補
渡辺 正
(以上3月1日)



最 高 裁 判 所 通 達

《訟廷管理官の下に置く係通達の改正について》

下級裁判所の裁判部の組織の見直しに伴い、標記の通達が改正されました。

この通達改正は、訟廷管理官の下に管理係を置く裁判所を拡大したものです。

《「課に置く係について」「総括企画官、文書企画官及び企画官の設置について」「課長補佐の設置について」の改正について》

下級裁判所の事務局の組織の見直しに伴い、標記の各通達が次のとおり改正されました。

- 1 課に置く係について（依命通達）
下級裁判所の課に置く係の定め等の一部が変更されました。
- 2 総括企画官、文書企画官及び企画官の設置について（依命通達）
企画官を置く下級裁判所の事務局の課及びその数の定めの一部が変更されました。
- 3 課長補佐の設置について（依命通達）
課長補佐を置く下級裁判所の事務局の課及びその数の定めの一部が変更されました。

最 高 裁 判 所 通 知

《民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所の指定について》

《次席書記官を置く高等裁判所等の指定及び次席書記官の員数の定めについて》

《裁判部企画官を置く高等裁判所等の指定及び裁判部企画官の員数の定めについて》

《民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について》

《複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて》

下級裁判所の事務局及び裁判部の組織の見直しに伴い、標記の各官職を置く裁判所及び員数が見直され、次のとおり通知が発出されました。

- 1 民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所の指定について
- 2 次席書記官を置く高等裁判所等の指定及び次席書記官の員数の定めについて
- 3 裁判部企画官を置く高等裁判所等の指定及び裁判部企画官の員数の定めについて
- 4 民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について
- 5 複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて

最 高 裁 判 所 規 則

《家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則を廃止する規則について》

標記の規則（令和七年最高裁判所規則第四号）が、令和七年二月二十一日に公布されました。

この規則は、家庭裁判所調査官補のうち、家庭裁判所調査官の職務を行わせる者を指名する必要がなくなったことから、家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則の廃止を行うものです。

この規則は、令和七年四月一日から施行されます。

◎家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則を廃止する規則

（令和七年二月二日公布 最高裁判所規則第四号）

規則Ⅱ別添1のとおり

《民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について》

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則（令和七年最高裁判所規則第五号）が、令和七年三月三日に公布されました。

この規則は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行に伴い、関係規定について所要の整備を行うものです。

この規則は、令和七年四月一日から施行されます。

（規則の条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（令和七年三月三日公布 最高裁判所規則第五号）

規則Ⅱ別添2のとおり

◎最高裁判所規則第四号

家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和七年一月二十九日

最 高 裁 判 所

家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則を廃止する規則

家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則（昭和二十九年最高裁判所規則第六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則の一部改正）

第二条 裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二条第三項中「第四号」を「第三号」に改める。

別表第一条第二号に掲げる官職にある者の項を削り、同表第一条第三号に掲げる官職にある者の項中「第一条第三号」を「第一条第二号」に改め、同表第一条第四号に掲げる官職にある者の項中「第一条第四号」を「第一条第三号」に改める。

(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
第三条 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等の一部を改正する規則(令和四年最高裁判所規則第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

最高裁判所長官 今崎 幸彦

◎最高裁判所規則第五号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年三月三日

最 高 裁 判 所

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

(民事訴訟費用等に関する規則の一部改正)

第一条 民事訴訟費用等に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(当事者等の旅費等の額)	(当事者等の旅費等の額)

第二条 「略」	第二条 「同上」
<p>3 法第二条第四号ハの宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号、第八条において「給与法」という。)、第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号、第八条において「旅費法」という。)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号、同条において「旅費法施行令」という。)[第九条本文の規定により算定した宿泊費の額]</p>	<p>3 法第二条第四号ハの宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)別表第一に定める甲地方である場合においては八千五百円、乙地方である場合においては七千五百円とする。</p>

と同額とする。

(証人等の路程費の額)

第六条 法第二十一条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

2 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の範囲内の路程費で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の最高裁判所が定める額は、実費額とする。

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の最高裁判所が定める額は、証人等の日当の額は、

(証人等の路程費の額)

第六条 法第二十一条第二項の路程費の額は、一キロメートルにつき三十七円以内とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

2 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の範囲内で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程費の額は、実費額の範囲内とする。

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人等の日当の額は、

<p>る額は、証人、民事訴訟法第百八十七条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)(これを準用し、又はその例による場合を含む。)(この規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出席すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千二百円、鑑定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)(又は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千八百円とする。)</p>	<p>、民事訴訟法第百八十七条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)(この規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出席すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)(又は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千八百円以内とする。)</p>
--	---

<p>所が定める額は、一夜当たり、給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が二級である者について旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合において八千七百円以内、乙地方である場合において七千八百円以内とする。</p>
--	---

第二條 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正
 (人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則(昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>第二條 「略」</p> <p>2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には上級の運賃、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに特別車両料</p>	<p>第二條 「同上」</p> <p>2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には上級の運賃、運賃に等級を設ける船舶による旅行の場合には裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに特別車両料</p>
--	---

<p>金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円(天災その他やむを得ない事情によりこの額の範囲内の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額)の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。</p>	<p>金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の割合(天災その他やむを得ない事情によりこの割合によつて算定した額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額)によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。</p>
---	--

<p>第四條 「略」</p> <p>2 宿泊料の額は、一夜当たり、「一般職の職員の場合に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)」による職務の級が七級である者について国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)第九條本文の規定により算定した宿泊費の額の範囲内において、裁判所が定める。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>第四條 「同上」</p> <p>2 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)別表第一に定める甲地方である場合においては一万三千百円以内、乙地方である場合においては一万千八百円以内において、裁判所が定める。</p>
--	--

第三條 執行官の手数料及び費用に関する規則(昭和四十一年最高裁判所規則第十五号)の一部を次のよう

に改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(宿泊料) 第三十七条 執行官の宿泊料(法第十条第一項第十一号)は、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。第四十条第二項において「給与法」という。)(第六条第一項第一号)に規定する行政職俸給表(一)」による職務の級が五級である者について国家公務員等</p>	<p>(宿泊料) 第三十七条 執行官の宿泊料(法第十条第一項第十一号)は、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)により、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(第六条第一項第一号)に規定する行政職俸給表(一)」の職務の級が五級の職に</p>

<p>の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号。第四十条第二項において「旅費法」という。)(及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号。同項において「旅費法施行令」という。)(第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。 (評価人の日当等) 第四十条 [略]</p> <p>2 前条第一号の宿泊料は、評価を行うため宿泊を要した場合に支給するものとし、その額は、給与法第六条第一項第一号に規定する行政職俸給表(一)(による職務の級が二級である者について旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規定</p>	<p>ある者に支給される宿泊料と同額とする。 (評価人の日当等) 第四十条 [同上]</p> <p>2 前条第一号の宿泊料は、評価を行うため宿泊を要した場合に支給するものとし、その額は、宿泊地が国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千</p>
---	--

<p>定により算定した宿泊費の額の範囲内において執行官が定める。 [3・4 略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>八百円以内において執行官が定める。 [3・4 同上]</p>
---	--

(専門委員規則の一部改正)
 第四条 専門委員規則(平成十五年最高裁判所規則第二十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(旅費、日当及び宿泊料) 第七条 専門委員に支給する旅費、日当及び宿泊</p>	<p>(旅費、日当及び宿泊料) 第七条 専門委員には、旅費、日当及び宿泊料を</p>

<p>料の金額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。</p>	<p>支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、専門委員が所属の裁判所(その裁判所に支部が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する専門委員について指定する裁判所又は支部)又はこれと同一の場所にある他の裁判所又は支部で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。</p>
---	---

[2] 略
 備考 表中の「」の記載は注記である。
 (労働審判員規則の一部改正)

第五条 労働審判員規則（平成十七年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（旅費、日当及び宿泊料）</p> <p>第七条 労働審判員が所属地方裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により算定される旅費を支給する。</p> <p>2 旅費は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用をいう。次項において同じ。）の三種</p>	<p>（旅費、日当及び宿泊料）</p> <p>第七条 労働審判員が所属地方裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により旅費を支給する。</p> <p>2 旅費は、鉄道賃、船賃及び車賃の三種とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において</p>

一三

<p>とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。同項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第百六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。</p> <p>3 第一項に規定する場合を除き、労働審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その金額は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。</p>	<p>「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。</p> <p>3 第一項に規定する場合を除き、労働審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。</p>
--	--

一四

〔4 略〕

〔4 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（民事調停委員及び家事調停委員規則の一部改正）

第六条 民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和四十九年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

一五

<p>（旅費、口当及び宿泊料）</p> <p>第七条 民事調停委員又は家事調停委員が所属の裁判所（その裁判所に支部又は出張所が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する民事調停委員又は家事調停委員について指定する裁判所、支部又は出張所）又はこれと同一の場所にある他の裁判所、支部又は出張所で職務を行う場合には、次項の規定により算定される旅費を支給する。</p> <p>2 旅費は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用をいう。次項において同じ。）の三種</p>	<p>（旅費、日当及び宿泊料）</p> <p>第七条 民事調停委員又は家事調停委員が所属の裁判所（その裁判所に支部又は出張所が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する民事調停委員又は家事調停委員について指定する裁判所、支部又は出張所）又はこれと同一の場所にある他の裁判所、支部又は出張所で職務を行う場合には、次項及び第三項の規定により旅費を支給する。</p> <p>2 旅費は、鉄道賃、船賃及び路程賃の三種とし、鉄道賃は鉄道のある区間の陸路旅行に、</p>
--	---

一六

とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号、同項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第百六号、同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。

〔削る〕

質は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行について支給する。

3] 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては上級の運賃）、急行料金（普通急行列車又は準急行列車を運行する線路

旅費法施行令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。

4] 前三項に定めるもののほか、民事調停委員又は家事調停委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

附則

2] 削除

その種類及び金額は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の六級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

5] 前各項に定めるもののほか、民事調停委員又は家事調停委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

附則

2] 鉄道賃及び船賃に関する第七條第三項の規定

3] 第一項に規定する場合を除き、民事調停委員又は家事調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その金額は、旅費法及び

のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上の場合の普通急行料金又は準急行料金に限る。）並びに特別車両料金及び特別船室料金によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の割合（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの割合によつて算定した額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額）によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

4] 第一項の規定により旅費のみが支給される場合を除き、民事調停委員又は家事調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、

の適用については、当分の間、同項中「上級の運賃（）」とあるのは「下級の運賃）及び」と、「並びに特別車両料金及び特別船室料金によつて」とあるのは「によつて」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事調停官及び家事調停官規則の一部改正）

第七條 民事調停官及び家事調停官規則（平成十五年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(旅費、日当及び宿泊料)</p> <p>第五条 民事調停官又は家事調停官が第二条の規定により指定された裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により算定される旅費を支給する。</p>	<p>(旅費、日当及び宿泊料)</p> <p>第五条 民事調停官又は家事調停官が第二条の規定により指定された裁判所で職務を行う場合には、次項の規定により旅費を支給する。</p>
<p>2 旅費は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用をいう。次項において同じ。）の三種とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第百六号。同項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。</p>	<p>2 旅費は、鉄道賃、船賃及び車賃の三種とし、その金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。</p>

一一一

<p>百六号。同項において「旅費法施行令」という。】の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とする。</p> <p>3 第一項に規定する場合を除き、民事調停官又は家事調停官には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その金額は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の金額と同一とする。</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>3 第一項の規定により旅費のみが支給される場合を除き、民事調停官又は家事調停官には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。</p> <p>〔4 同上〕</p>
---	---

(司法委員規則の一部改正)

備考 表中の「」の記載は注記である。

一一二

<p>第八条 司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正後</p> <p>第六条 司法委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第百六号。同項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。</p>
<p>改正前</p> <p>第六条 司法委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。</p>	<p>改正前</p> <p>第六条 司法委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。</p>

一一三

<p>費の金額と同一の金額を支給する。</p> <p>2 司法委員の宿泊料は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける宿泊費の金額と同一の金額を支給する。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>(参与員規則の一部改正)</p> <p>第九条 参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>2 司法委員の宿泊料は、旅費法の規定に基づいて受ける宿泊料の金額と同一の金額を支給する。</p> <p>〔3 同上〕</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>

一一四

<p>第五条 参与員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第百三十六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。</p> <p>2 参与員の宿泊料は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける宿泊料の金額と同一の金額を支給する。</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>第五条 参与員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。</p> <p>2 参与員の宿泊料は、旅費法の規定に基づいて受ける宿泊料の金額と同一の金額を支給する。</p> <p>〔3 同上〕</p>
---	--

<p>（旅費及び宿泊料）</p> <p>第六条 鑑定委員の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第百三十六号。同項において「旅費法施行令」という。）の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一の金額を支給する。</p> <p>2 鑑定委員の宿泊料は、旅費法及び旅費法施行令の規定に基づいて受ける宿泊料の金額と同一の金額を支給する。</p>	<p>（旅費の種類及び額）</p> <p>第六条 鑑定委員の旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。</p> <p>2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に依る旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

（鑑定委員規則の一部改正）

第十条 鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては上級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座

<p>3] 前二項に定めるもののほか、鑑定委員に支給する旅費及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。</p> <p>(日当の支給基準及び額)</p>	<p>席指定料金に限る。) によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の割合(公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの割合によつて算定した額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額)によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。ただし、路程賃の算定については、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(日当の支給基準及び額)</p>
---	--

<p>第七条 鑑定委員の日当は、執務及びそのための旅行に必要な日数に応じて支給する。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第七条 鑑定委員の日当は、執務及びそのための旅行(以下「執務等」という。)に必要な日数に応じて支給する。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(宿泊料の支給基準及び額)</p> <p>第八条 鑑定委員の宿泊料は、執務等に必要な夜数に応じて支給する。</p> <p>2 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律百十四号)別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内において、裁判所が定める。</p>
---	---

<p>(その他の事項)</p> <p>第八条 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>(その他の事項)</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。</p> <p>2 鉄道賃及び船賃に関する第六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」及び「並びに特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金」とあるのは「並びに座席指定料金」とする。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
---	--

<p>(刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則の一部改正)</p> <p>第十一条 刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="119 1232 343 1646"> <p>改正後</p> <p>(証人等の路程賃の額)</p> <p>第二条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。)第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キ</p> </td> <td data-bbox="343 1232 646 1646"> <p>改正前</p> <p>(証人等の路程賃の額)</p> <p>第二条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。)第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キ</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>(証人等の路程賃の額)</p> <p>第二条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。)第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キ</p>	<p>改正前</p> <p>(証人等の路程賃の額)</p> <p>第二条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。)第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キ</p>	<p>(証人等の路程賃の額)</p> <p>第二条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。)第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キ</p>
<p>改正後</p> <p>(証人等の路程賃の額)</p> <p>第二条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。)第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キ</p>	<p>改正前</p> <p>(証人等の路程賃の額)</p> <p>第二条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号。以下「法」という。)第三条第二項の最高裁判所が定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、一キ</p>		

ロメートル未満の端数は、切り捨てる。

2 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の範囲内の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、法第三条第二項の最高裁判所が定める額は、実費額とする。

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条第二項の最高裁判所が定める額は、証人については一日当たり八千二百円、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円とする。

(証人等の宿泊料の額)

第四条 法第五条第二項に規定する最高裁判所が

トル未満の端数は、切り捨てる。

2 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額の範囲内とする。

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円以内とする。

(証人等の宿泊料の額)

第四条 法第五条第二項の宿泊料の額は、一夜当

2 法第八条第一項において準用する法第五条第二項に規定する最高裁判所が定める額は、一夜

当たり、給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が七級である者について旅費法及び旅費法施行令第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正)

第十二条 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則(平成十九年最高裁判所規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

2 法第八条第一項の弁護人の宿泊料の額は、一夜

当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては、一万三千円以内、乙地方である場合においては、七千八百円とする。

定める額は、一夜当たり、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)次条第二項において「給与法」という。」第六

条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)次条第二項において「旅費法」という。」及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)同項において「旅費法施行令」という。」第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。

(弁護人の日当等の額)

第五条 [略]

たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百

円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内とする。

(弁護人の日当等の額)

第五条 [同上]

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table contains text from the previous page, including the text of Article 8 and Article 12, and the preparatory note.

額と同額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部改正)

第十三条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則(平成十六年最高裁判所規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法 第六条)	(精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法 第六条)

六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三十条の二の費用のうち、旅費は、「一般職の職員(給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号)に規定する行政職俸給表(一)による二級から五級までの間に おいて、別に最高裁判所が定める職務の級に おいて、国家公務員等の旅費に関する法律(昭	少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三十条の二の費用のうち、旅費は、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第九十四号)に定める職務の級二級から五級までの間に</u> おいて、各保護司及び児童委員につき、別に最高裁判所が定める職務の級にある者に支給する額に相当する額、その他の費用は、 <u>実費額</u>

第六条 精神保健審判員に支給する旅費、日当及び宿泊料の額は、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の額と同一とする。</u>	第六条 精神保健審判員には、 <u>旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、精神保健審判員が処遇事件の保属する裁判所又はこれと同一の場所にある他の裁判所で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。</u>
---	---

[2] 略	[2] 同上
-------	--------

備考 表中の「」の記載は注記である。

(少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則の一部改正)

第十四条 少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則(昭和二十五年最高裁判所規則第三十

和二十五年法律第一百四号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)の規定に基づき支給する額に相当する額、その他の費用は、 <u>実費額以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を支払う。</u>	以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を支払う。
---	-----------------------------------

附則

- この規則は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。
- この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官 今崎 幸彦